

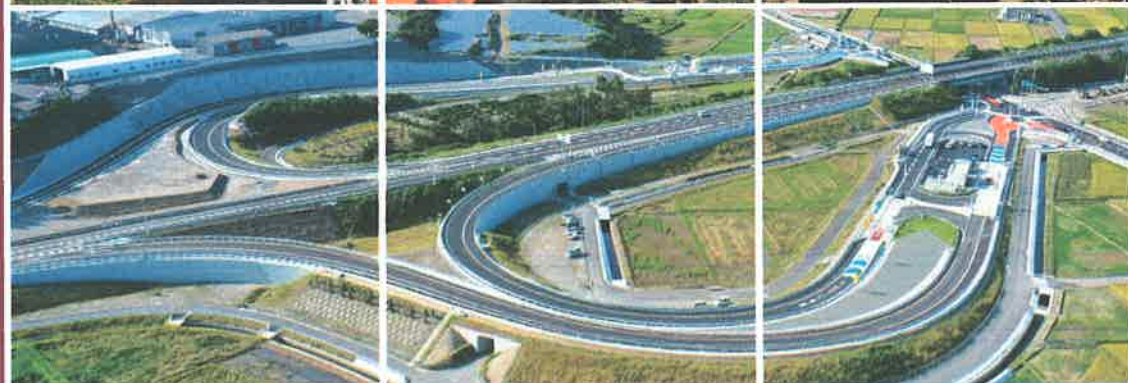


第6次国富町総合計画

2021年



2030年



ミライにキボウのもてるまちづくりを
宮崎県 国富町

～ はじめに ～



国富町では、これまで5次にわたり農商工併進のまちづくりを進めるため、指針となる総合計画を策定し、刻々と変化する社会・経済情勢へ対応してまいりました。

しかしながら、国内全体が人口減少社会に突入しており、本町においても例外ではなく、年々人口減少が進むとともに、高齢化率も上昇傾向にあります。このことは、医療や介護等に要する社会保障費増加の問題につながり、生産年齢人口の減少に伴い自主財源の確保が困難になることが懸念されます。さらに、今後は公共施設の老朽化対策にも多額の財政負担が見込まれており、町の財政状況は一層厳しいものになると予測しております。

そこで、町が直面しているこれらの現状と課題を踏まえ、「第6次国富町総合計画」では、『人がつながる 未来につながる 元気なまち 国富』を「目指すまちの将来像」として掲げ、その実現に向けて5つの「基本目標」を定め、それぞれの「政策目標」により施策や取組を進めてまいります。

近年においては、スマートインターチェンジの開通や新本庄橋の完成により交通アクセスの利便性も高くなってきています。さらに、県道木脇高岡線の整備も進められていることから、今こそ町民の皆さまの知恵と力を合わせて、10年後の将来像を共有しながら、協働のまちづくりを実践していきたいと考えております。

町民の皆さまには、今後とも町政発展に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりましては、総合計画審議会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました関係各位に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

国富町長 中別府 尚 文

目 次

序 章

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の構成	3
4 時代の潮流	4

第1章 基本構想

第1節 目指すまちの将来像	10
第2節 国富町の現況と推移	11
第3節 土地利用の方針	15
第4節 まちづくりの基本目標と行政の基本姿勢	16

第2章 基本計画

基本計画の体系	20
まちづくりの政策目標1 学びとふれあいを応援するまち	22
まちづくりの政策目標2 子育て環境の充実と健康長寿のまち	42
まちづくりの政策目標3 賑わいと元気のあるまち	62
まちづくりの政策目標4 自然と共生する安全・安心のまち	78
まちづくりの政策目標5 人がつながるまち	100
まちづくりの重点プロジェクト	115
◎人口減少対策プロジェクト	116
◎高齢者対策プロジェクト	117
◎安全安心対策プロジェクト	118

参考資料	119
------------	-----

序 章



- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の構成
- 4 時代の潮流

1 計画策定の趣旨

「第5次国富町総合計画」は、時代を切り拓くための基本理念として「人が・地域が・まちが元気な健康田園都市」を目標に掲げ、その実現に努めてきました。

近年、わが国を取り巻く情勢は、日々、目まぐるしく変化しています。特に、少子高齢化・人口減少の急速な進行、平成23年3月の東日本大震災をはじめとする全国各地における大規模な自然災害の発生など、社会・経済情勢の変化は著しいものがあります。

また、町内においては「保健・医療・福祉の充実」や「子育て環境・教育環境の充実」が引き続き強く求められているほか、「快適で安全・安心な住環境の整備」を重視する傾向が強まっています。

こうした社会・経済情勢や多様化する町民ニーズに的確に対応し、将来にわたって活力と魅力ある国富町を築いていくため、「第5次国富町総合計画」の成果と課題を踏まえ、さらに、新たな視点と発想を加え「第6次国富町総合計画」を策定します。

なお、本計画が多くの町民に自分たちのまちづくりの目標として親しまれ、町民の積極的な参画・協働のもとに町民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと思える未来の国富町を築いていこうという思いを込めています。

2 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とする10年間とします。

3 計画の構成

総合計画は、国富町のまちづくりの基本理念や将来像をあらわす「基本構想」と、基本構想の実現に向け、めざすべき政策目標を体系的に示す「基本計画」により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、今後10年間の「目指すまちの将来像」及びそれを実現するために「国富町の現況と推移」と「土地利用の方針」を踏まえた「まちづくりの基本目標と行政の基本姿勢」を示します。

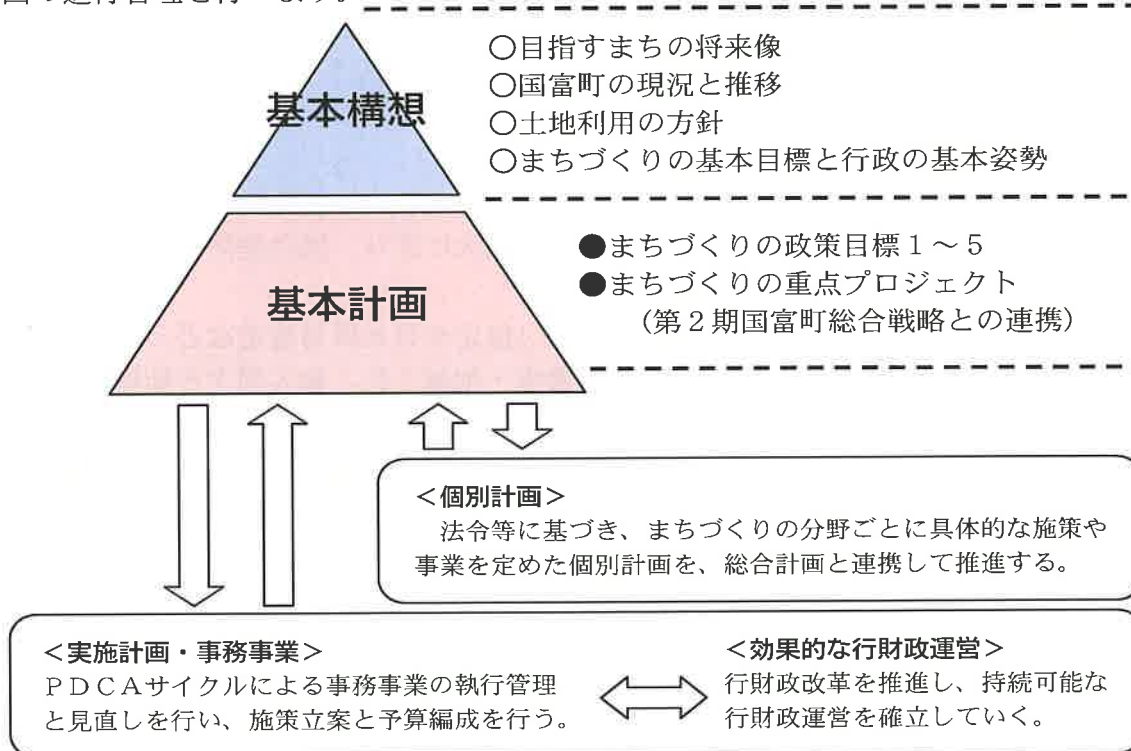
(2) 基本計画

急激な社会情勢の変化にも柔軟かつ的確に対応を図れるよう、基本構想に基づき各分野別に取り組んでいく主要施策を体系的に位置づけるとともに、計画期間内において本町の主要課題に対して重点的・集中的に取り組むテーマを「まちづくりの重点プロジェクト」として設定します。

また、重点プロジェクトは、人口減少の抑制と地方創生を目的としていることから、「第2期国富町総合戦略」*と連携した内容とします。

(3) 実施計画

基本構想と基本計画をもって総合計画とし、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事務事業を定め、毎年度の予算編成とともに見直しを行い、総合計画の進行管理を行います。



※第2期国富町総合戦略：まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方自治体における、長期的な人口の将来展望を示す「人口ビジョン」とその実現に向けた目標や施策に関する基本的方向性を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として令和2年3月に作成したもの。

4 時代の潮流

(1) 本格的な人口減少

平成20年(2008年)をピークに国内人口は本格的な減少過程に入り、令和12年(2030年)には11,662万人まで減少が見通されていますが、大都市部では引き続き人口が増加する推計があり、地方における加速度的な人口減少が懸念されます。

人口減少は、国内の消費市場の縮小や経済成長率を押し下げる要因となります。産業面では、輸出や観光などを含めた国際市場を視野に入れた取組や新たな需要を掘り起こす事業展開が必要となってきます。

また、雇用の縮小に伴い労働機会を求めた都市部への人口流出が懸念され、雇用の場の創出が重要な課題となっています。

(2) 少子高齢化の進展

平均寿命の伸長と合計特殊出生率^{*}の低迷は今後も続く見通しにあり、少子高齢化に一層拍車がかかると予想されます。

少子高齢化の進展により、医療費や社会保障費の増加が予想され、地方財政のひっ迫が懸念されます。一方、元気な高齢者も増加することから、生きがいつくりや社会参加機会の確保も重要な課題となります。

また、生産年齢(15～64歳)人口も引き続き減少することから、経済活力の維持や地域づくりにおいて、高齢者や女性の役割も高まってくるものと考えられます。こうした人材の確保には、ワークライフバランス^{*}などの仕組みづくりも重要となっていきます。

地域に目を転じると、集落の超高齢化が進み、日常生活や地域自治に係る機能低下、学校や児童館の維持に関する課題が顕著に表れることが予想され、地域コミュニティや公共サービスの維持存続に向けた検討が必要になります。

(3) 経済・産業構造の変化

2008年9月のリーマンショックを契機とした不況から回復傾向を示していたものの、新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大により、国内経済は今後も先行きが不透明な状況が続くと思われます。

また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定や日米貿易協定などの貿易自由化に伴い、これまで守ってきた関税の多くが撤廃・削減され、輸入増大と価格低下によって食料自給率の低下や農家の廃業など農業に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

地方における産業・経済は、こうした景気動向や地域間競争の激化、規制緩和等の影響により厳しさを増しており、第一次産業の低迷、企業の撤廃などが懸念されます。今後は、こうした動向を十分に踏まえながら、地域産業全体の活性化を促す取組を進めていくことが求められています。

※合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

※ワークライフバランス：仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方を選択・実現できること。

(4) デジタル社会の形成

インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性や様々な産業の生産性向上に大きく寄与しており、経済活動や日常生活に密接な繋がりを持っています。

今後到来する「Society5.0」*を始め、「IoT」*・「AI」・「ロボット」などの技術革新は、農業や製造業、医療・福祉、教育、交通など、あらゆる分野における働き方やライフスタイルにも多大な影響をもたらすことが予想されます。

デジタル社会の形成が進む中、個人情報の漏洩やSNS上での誹謗中傷など人権に係る様々な課題も増加しています。情報通信技術の有効活用と併せ、安全安心なデジタル社会の実現に向けた取組も求められています。

(5) 安全・安心志向の高まり

近年、経験したことのないゲリラ豪雨や地球温暖化を要因とする異常気象による大規模災害が全国各地で発生しています。また、近い将来の発生が懸念される南海トラフの巨大地震など、自然災害から町民の生命と財産を守ることが重要な課題となります。

安全・安心な暮らしには、住民と行政が連携し、今まで以上に自助・共助・公助を基本とした防災意識や防犯意識の高揚を図るとともに、災害に強い施設整備を推進する必要があります。

(6) 環境保全への意識の高まり

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は一層深刻となり、国や地域における様々な環境問題の発生等を背景に、地球規模で環境保全やエネルギーの循環に対する意識が高まってきています。

このため、自然環境の保全や廃棄物のリサイクルをはじめ、循環を基本とする持続可能な社会の形成に向けた取組を進めていくことが求められています。

(7) 多様化する価値観の変化

右肩上がりの経済成長期においては、豊かさの概念が画一化されていましたが、現在は物から心の豊かさを尊重するように価値観が変化しつつあります。また、将来の雇用形態として収入を得るだけでなく、社会的貢献を目的にするなど複線的な働き方をする複業が主流になることも予想されます。

多様な価値観を持つ移住者や外国人労働者も含めて、誰もが暮らしやすい地域共生社会づくりが重要となっています。

(8) 地域主権改革の推進

平成の市町村大合併が終わり、今後、基礎自治体には地域主権改革の受け皿となる行財政基盤の一層の強化が求められます。不況による税収が減る一方、扶助費や公債費などの義務的経費の増加が見込まれているため、徹底した歳出抑制を図るとともに、効率的な行財政運営が重要となっています。

※Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する日本が提唱する未来社会のコンセプト。

※IoT：（Internet of Thingsの略）様々なものがインターネットに接続され、情報交換することにより利便性を高めるしくみ。

(9) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡がったことは、公衆衛生上の脅威だけではなく、経済的な打撃も与えています。国家間の人や物の流れの制限は、経済のみならず文化や医療、食生活などあらゆる分野において障害となる影響が生じています。

こうした状況によって、日常生活を含む多くの経済活動等が様変わりし、三密を避けるとともに、学校の休校を含めた活動の自粛など、これまでに経験したことのない取組が求められ、一部は現在も継続しています。また、テレワーク*等これまでなかなか実現が困難であった取組も率先して行われるようになりました。

今回のような予期せぬ事態は、これから先も発生する可能性があり、その時にしっかりと対応できる地域社会づくりが重要であり、「新たな日常」の下での経済・社会活動に適合した雇用も含め、その実現に向けた総合的な支援のあり方を検討していかなければなりません。

(10) SDGs「持続可能な社会の実現」の推進

SDGsとは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、2015年9月に国連で合意された世界共通の目標で、2030年までに解決すべき17のゴールと169のターゲット(達成目標)が設定されています。

現在、世界には異常気象、エネルギー、災害、貧困等多くの問題が存在しており、誰一人として取り残さない包摂的な社会づくりが掲げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

サステナブル デベロップメント ゴールズ

世界を変えるための 17 の目標

目 標	説 明	自治体行政の果たし得る役割
 1 貧困をなくそう	目標 1 (貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	(貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	目標 2 (飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	(飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食糧生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	目標 3 (保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	(すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

*テレワーク:勤務形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。

目 標	説 明	自治体行政の果たし得る役割
4 質の高い教育を みんなに 	目標 4 (教育) すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	(質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	目標 5 (ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。	(ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレ を世界中に 	目標 6 (水・衛生) すべての人々の水を衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	(安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	目標 7 (エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。	(エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、住民は省／再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも 経済成長も 	目標 8 (経済成長と雇用) 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。	(貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション) レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。	(飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食糧生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
10 人や国の不平等 をなくそう 	目標10(不平等) 各国内および各国間の不平等を是正する。	(人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

目 標	説 明	自治体行政の果たし得る役割
11 住み続けられる まちづくりを 	目標11(持続可能な都市) 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および都市および人間居住を実現する。	(住み続けられるまちづくりを) 包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	目標12(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。	(つくる責任つかう責任) 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産を消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に 具体的な対策を 	目標13(気候変動) 気候変動及びおよびその影響を軽減する為の緊急対策を講じる。	(気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさ を守ろう 	目標14(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。	(海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさ も守ろう 	目標15(陸上資源) 陸域生態系の保護・回復・持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。	(陸の豊かさも守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正を すべての人に 	目標16(平和) 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進。すべての人々への司法へのアクセスを提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。	(平和と公平をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリー シップで 目標を達成しよう 	目標17(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化。	(パートナーシップで目標を達成しよう) 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

第1章

基本構想



第1節 目指すまちの将来像

人がつながる 未来につながる 元気なまち 国富

〔将来像に込めた思い〕

－ 人がつながる －

「地域の絆」、「家族の絆」、「行政と住民の絆」など、人と人との密接につながることや地域コミュニティの継続を図る中、日常生活を営む地域全体で心豊かな次世代を育むため、子育て環境の充実や安心で住みよいまちづくりを進めます。

－ 未来につながる －

過去から連綿と続く人と地域のつながりや豊かで安らぎを感じる自然環境に恵まれた国富町ならではの資源を将来の担い手につなげていきます。さらには、国富スマートインターチェンジの開通による広域交通ネットワークが構築されたことで、生活の利便性が向上し広域的な交流が活発になり、地域の賑わい・活力の創出などの好循環が期待されることをふまえ、町の持続的な発展につなげます。

－ 元気なまち －

町民が心身ともに健康で、潤いや安らぎを実感し、まち全体に賑わいと活力がみなぎる元気なまちづくりを推進します。

第2節 国富町の現況と推移

(1) 人口の現況と推移

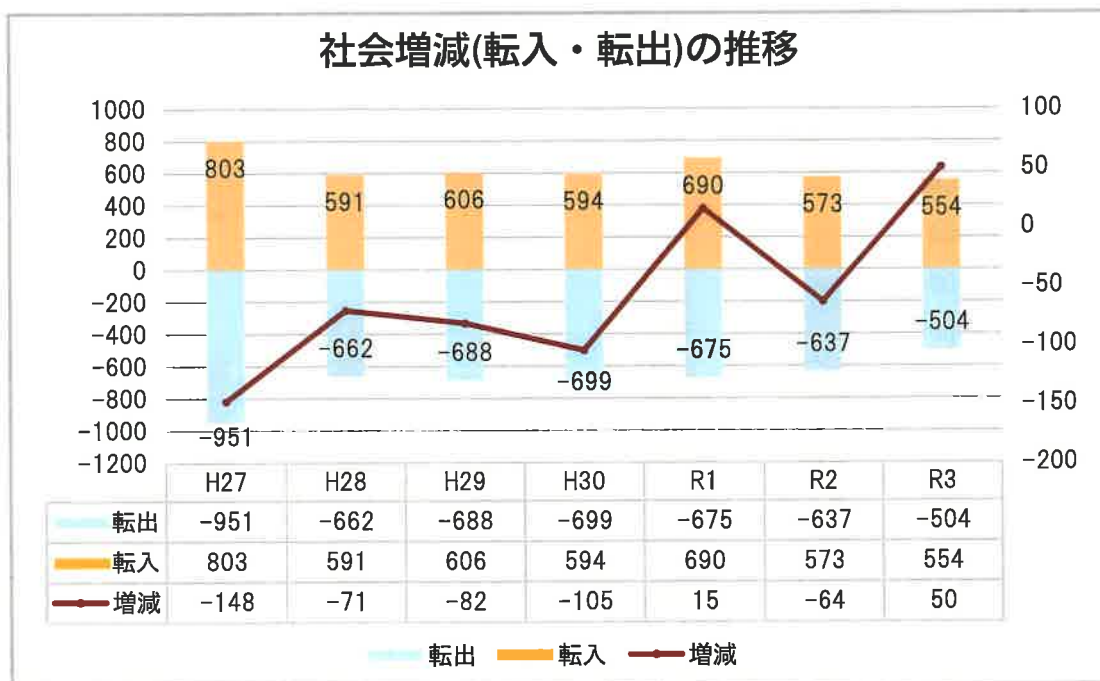
我が国の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少に転じており、今後も減少は続くものと見込まれています。本町の場合は平成12年(2000年)の22,367人をピークに、大都市圏への人口流出、出生数の低下により減少を始め、令和2年(2020年)には18,410人となっており、ピーク時と比較して3,957人(△17.69%)減少しています。

本町のこれまでの人口動態の状況をみると、ほとんどの年度で転出者が転入者を上回る転出超過(社会減)となっています。それに伴う出生率への影響により、死亡数が出生数を上回る状況(自然減)となっています。

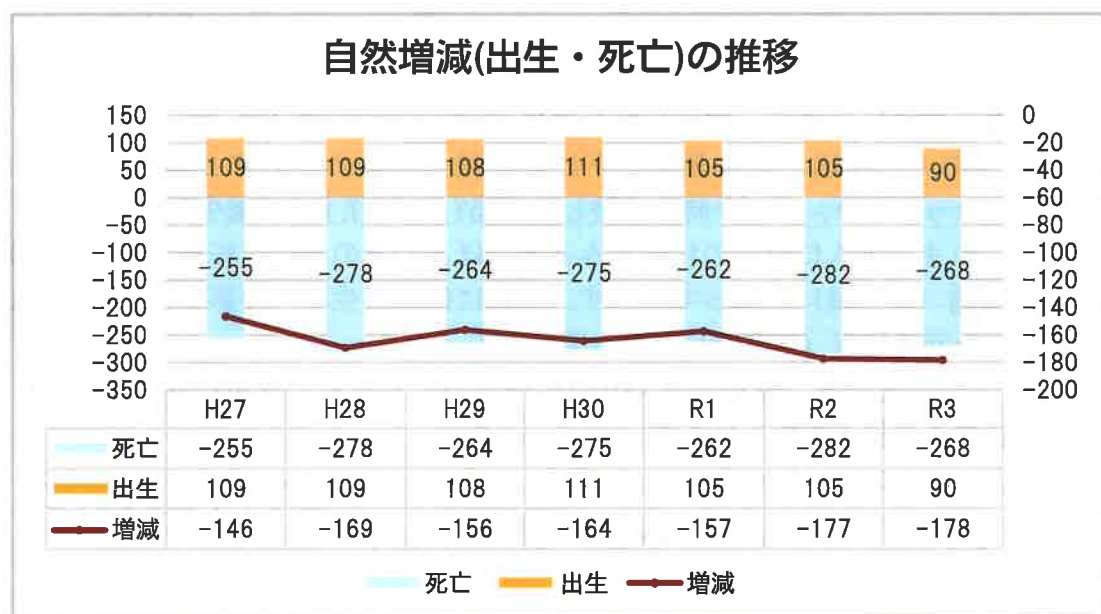
このような状況から、令和7年(2025年)には15,976人、令和12年(2030年)には14,548人になると見込まれています。



企画政策課調べ



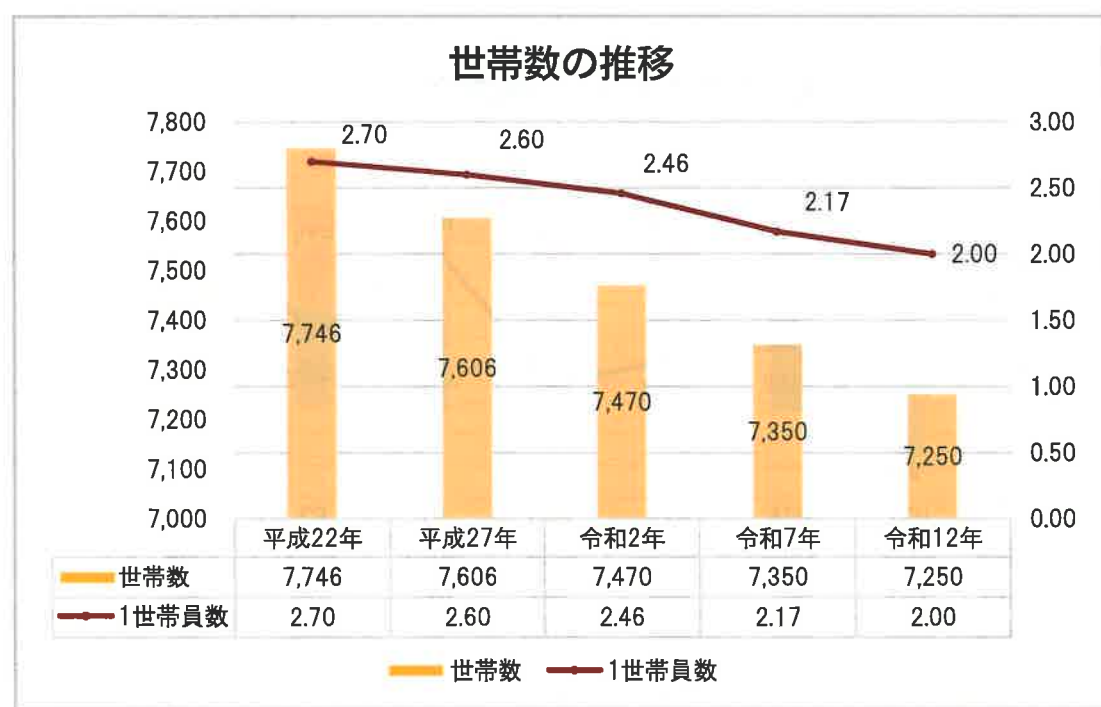
企画政策課調べ



企画政策課調べ

(2) 世帯の現況と推移

世帯数については、人口減少が進む割には大きな減少は見られません。これは単身世帯や比較的少人数で構成された世帯など、いわゆる核家族化が進んでいることがうかがえます。このことから、本町の世帯数は令和12年(2030年)には約7,250世帯になると見込まれています。

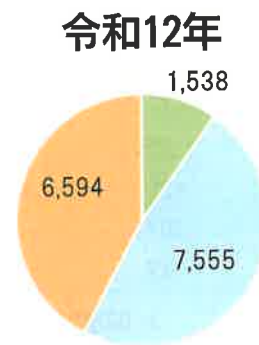
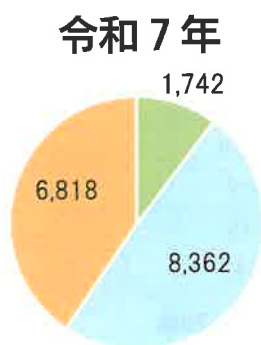
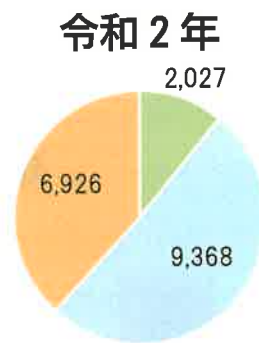
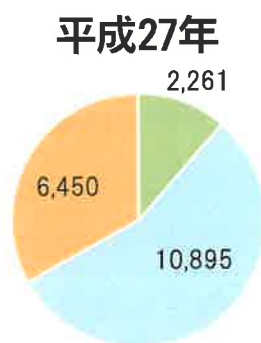
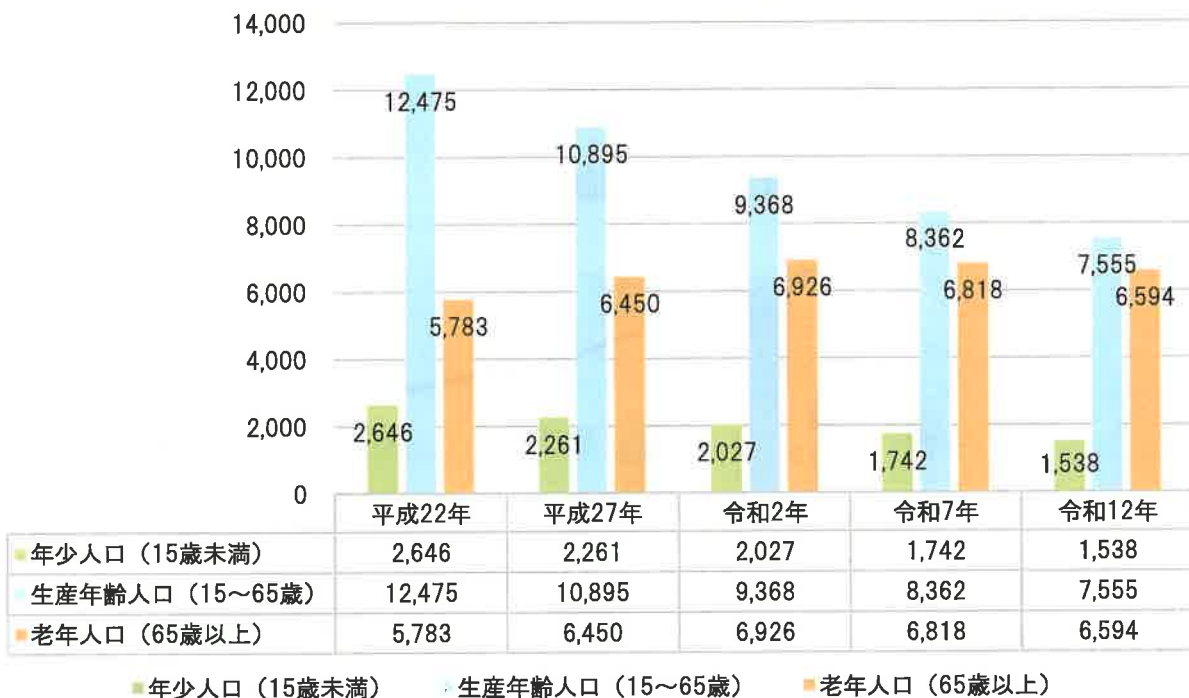


企画政策課調べ

(3) 年齢区分別人口の現況と推移

年齢区分別人口は、少子高齢化の影響を受け、年少人口は減少に向かい、老年人口は令和2年(2020年)をピークに減少していくと予想されます。生産年齢人口についても減少していくと予想されます。構成比でみると、老年人口の比率は高いまま推移し、年少人口比率と生産年齢人口比率は減少していきます。

年齢区分別人口の推移



(4) 産業構造の現況

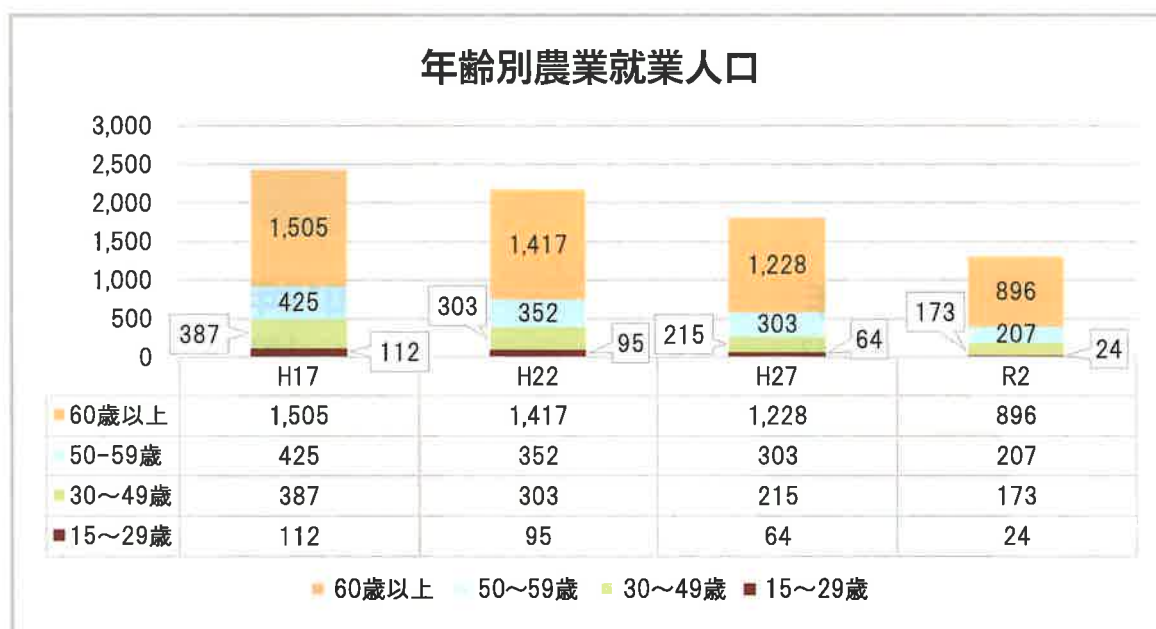
平成27年度国勢調査による国富町の産業分類別就業者数を見ると、第1次産業が1,970人(構成比：20.0%)、第2次産業が2,153人(構成比：21.9%)、第3次産業が5,713人(構成比：58.1%)となっており、いずれも年々減少傾向にあります。また、企業数も卸売業・小売業や建設業を中心に減少しています。

基幹産業である農業は、米、野菜、工芸農作物、畜産が中心で、近年、農業従事者、生産額ともに若干減少していますが、農家の高齢化が進む中であって、若者の農業従事者を中心とした農業法人化が進みつつあります。

令和元年10月に、国富スマートインターチェンジが開通したことから、今後は町外へ向けた販売拡大や物流の活性化が期待されます。



企画政策課調べ



企画政策課調べ

第3節 土地利用の方針

町土は、将来にわたり貴重な財産であるとともに、生活や経済活動を行ううえでの重要な基盤となります。自然環境との共生や地域特性を活かした快適で住みよい土地利用を計画的に進めます。

1 自然環境と共生する土地利用

- ◇豊かな森林や水資源など、恵まれた美しい景観の保全と自然環境を活用し、共生を目的とした土地利用に努めます。
- ◇美しく広がる田園環境と共生する快適でゆとりのある暮らしを享受できるよう住みよい土地利用に努めます。

2 地域の特性を活かした土地利用

- ◇都市地域と農山村地域の機能分担の適正化を図るとともに、歴史や文化などの特性を活かした土地利用に努めます。
- ◇各地域の持つ位置的機能や特性が活かせるような土地利用に努めます。

3 暮らしを支える経済的土地利用

- ◇農用地の生産性を高めるため、基盤整備を図るとともに高度利用に努めます。
- ◇商工業の振興を図るため、快適な生活空間を保全しつつ自然環境や農林業と調和する都市的土地利用を進めます。
- ◇就労機会の確保や消費人口の増加など、経済発展の基盤となる企業立地環境や道路交通網などの整備を目的とした土地利用を進めます。

4 安全で住みよい土地利用

- ◇防災機能を担う森林や農用地、河川などの保全と活用に努めます。
- ◇耐震、耐火など災害に強い居住空間を整備するための土地利用を進めます。
- ◇住宅地の整備をはじめ、生活道路や上下水道の整備を図るための土地利用を進めます。

第4節 まちづくりの基本目標と行政の基本姿勢

＜まちづくりの基本目標＞

将来像を実現していくため、5つのまちづくりの基本目標（基本計画における政策の柱）を設定し、まちづくりを推進します。

1 学びとふれあいを応援するまち

教育の充実をはじめ、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動にふれあう環境を整えます。また、人間性豊かな暮らしの充実を図るとともに、活動を通じて人とのつながりが広がる、共生の心を育むまちづくりを推進します。

2 子育て環境の充実と健康長寿のまち

子どもを育てる環境と町民の健康を守るため、保健・医療体制の充実を図るとともに、生涯安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 賑わいと元気のあるまち

地域資源を活用しながら若い世代の定着を図るために、産業・観光振興、雇用の場の創出等に努め、全世代で賑わうまちづくりを推進します。

4 自然と共生する安全・安心のまち

きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、交通の利便性を図り、道路や生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。

5 人がつながるまち

支え合い助け合う地域づくり、そして地域住民自らが地域課題の解決に向け行動するような自主的なコミュニティ活動への支援と町民や町民団体、民間企業等の積極的な参画・協働を推進します。

＜行政の基本姿勢＞

将来像を実現するために定めるまちづくりの基本目標を推進するにあたり、全分野に共通する行政の基本姿勢は次の2つです。

1 地域コミュニティやまちづくりに対する参画意識の醸成及び町民・行政のパートナーシップの構築

- 町民と町が協力しながら共に歩いていくまちづくりにより、行政サービスの充実を図るための取組を進めます。
- 町が地域課題に対して責任を持ちながら取り組む「公助」を前提としつつ、地域での「自助・共助」による自主的なつながりと活動を尊重し、また協力して対応していくパートナーシップを構築しながら、町の課題に取り組むための施策を進めます。
- 自治会等の地域コミュニティの各種活動に対して、町職員が地域住民と連携・協力しながら地域の課題に対応します。
- 自主的な地域活動の掘り起こしや連携・拡大につなげるための支援を行います。

2 効果的な行財政運営

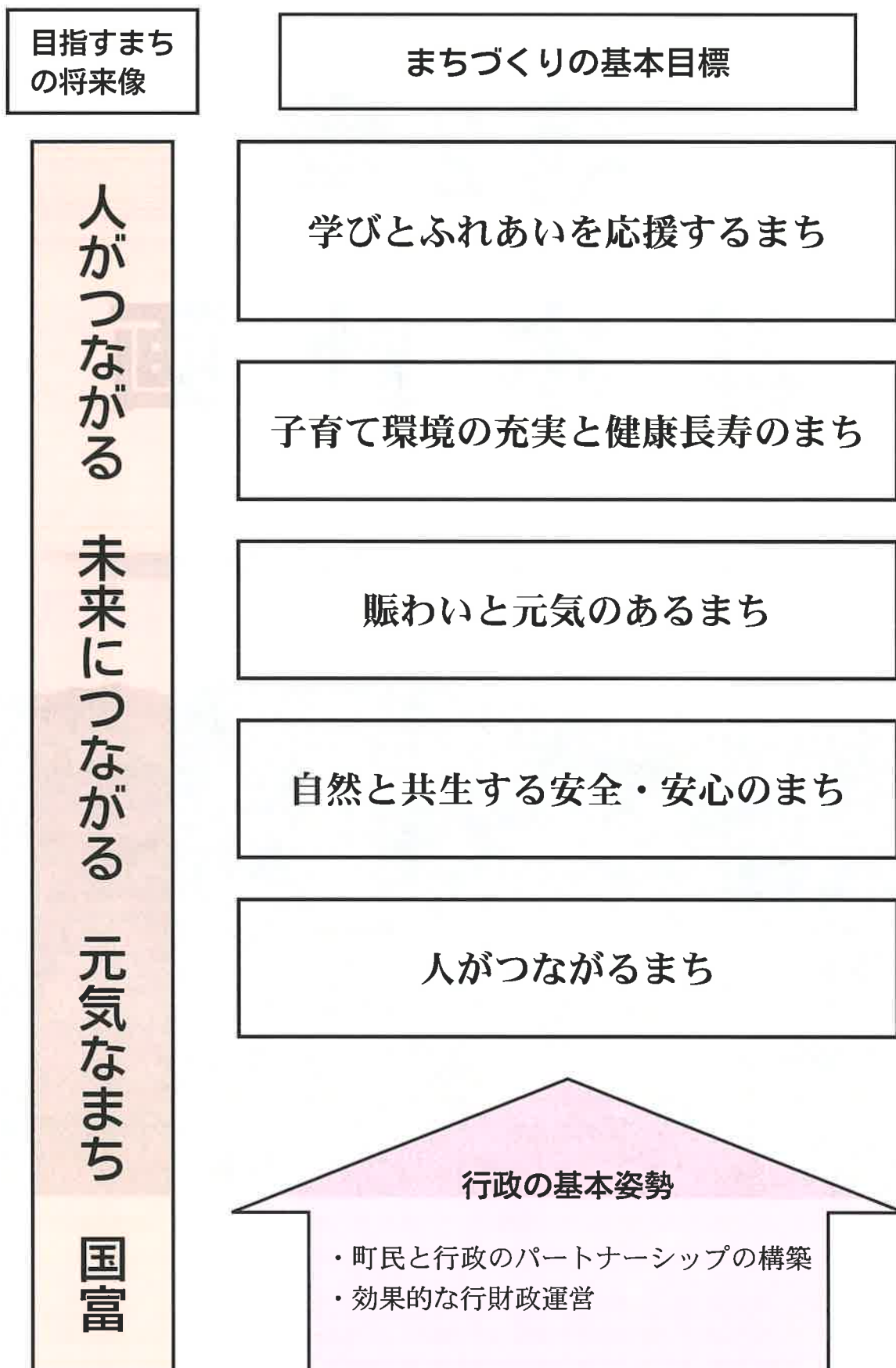
- 行政サービス及び事務事業を効率的かつ効果的に実施します。
- 透明性のある行政運営のもと、町民への情報提供と町政への参画意識を高めます。
- 行財政改革の推進を図り、持続可能な財政運営を確立します。

第2章

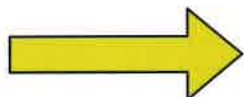
基本計画



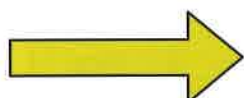
基本計画の体系



政 策 目 標



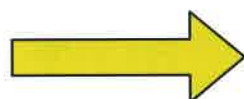
- ・未来を担う人づくり
- ・生涯学習で育む豊かな心づくり
- ・歴史と文化に親しむふるさとづくり
- ・誰でも楽しめる地域スポーツづくり



- ・安心して暮らせる福祉のまちづくり
- ・子どもを育てやすい地域社会づくり
- ・健康長寿のまちづくり



- ・未来につながる農林業づくり
- ・魅力ある商業・観光づくり
- ・雇用の安定と働きやすい環境づくり



- ・自然を未来に残せるふるさとづくり
- ・みんなで築く資源循環型社会づくり
- ・安全で快適な生活空間づくり



- ・町民自らが動くまちづくり
- ・国際化・デジタル社会の体制づくり
- ・いきいきとした地域社会づくり

まちづくりの重点プロジェクト

- ◎人口減少対策プロジェクト
- ◎高齢者対策プロジェクト
- ◎安全安心対策プロジェクト

まちづくりの政策目標 1 学びとふれあいを応援するまち



第1節 未来を担う人づくり

国富町教育振興基本計画に基づき、家庭や学校等において、さまざまな体験活動を通して心の教育の充実に努め、基礎学力の向上や時代に対応した教育の推進を図るとともに、創造性や意欲、生きる力を育てる幼児教育や学校教育の充実、健全な青少年の育成に努め、未来を担う人材づくりを推進します。

1 幼児教育の推進

現況と課題

少子化・核家族化の進行や女性の社会進出の増加等によって、社会環境が大きく変化し、幼児期に身につけるべき基本的な生活習慣や自主性・創造性が育ちにくい状況にあります。また、地域においては、人間関係が希薄化し、家庭や地域における教育力の低下が指摘されてきています。幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う最も大切な時期であり、家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が十分に連携を取りながら幼児一人ひとりの健やかな成長を促していくことが大切です。

このため、就学前教育の充実に当たっては、小学校との間で円滑な移行・接続を図る観点に立って、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を推進するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園が、それぞれの目的や役割を果たしながら相互の連携を推進していく必要があります。

施策の方向

基本的な生活習慣や社会生活に対する正しい理解や態度を養成し、健全な心を育成するための情操教育に努めるとともに、教育環境の充実を支援します。

(1) 教育内容の充実

- ・幼稚園や保育所・認定こども園・小学校との連携による職員研修の機会拡充を支援し、幼児教育の指導力の向上に努めます。
- ・道徳教育や情操教育の機能向上を支援し、幼児の豊かな心づくりに努めます。

(2) 教育環境の充実

- ・ 家庭や地域との連携を密にし、幼稚園や保育所・認定こども園における幼児教育の相談機能の充実を支援します。
- ・ 温もりのある教育環境の整備を促進し、教材などの充実を支援します。
- ・ 教育の基盤となる家庭と幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を強化し、家庭の教育力向上を支援します。

(3) 発達障がい児の早期発見・早期療育への支援

- ・ 発達障がいに関する職員研修の機会拡充を支援して知識を深め、早期発見に努めます。
- ・ 医療や福祉との連携を密にし、個々の成長発達に合わせた対応が行えるよう支援します。
- ・ 5歳児健康相談を行うことで、個々に必要な指導を行い、円滑に就学できるよう支援します。

主要施策

- 幼児教育研修の充実と幼・保・小・中の連携推進
- 関係機関と連携した幼児教育相談機能の充実
- メールを活用した子育て相談支援
- 発達障がい児の早期発見と早期療育への支援
- 問題を抱える幼児の就学前相談の実施
- 就学困難な幼児を発見するための相談支援



2 学校教育の推進

現況と課題

子ども達が基礎的な学力を習得できるよう学力向上対策、生徒指導の充実による心豊かな人間性育成、体育や食育の推進による健康増進等の「生きる力」の育成に取り組むことが必要になります。

また、少子高齢化や国際化、高度情報化などが急速に進むなかで、情報教育や生きた英語教育など社会の急激な変化への対応が求められます。学校教育については、子どもたちの心の問題が指摘されており、学校と家庭が協力して豊かな心を育む教育に取り組んでいますが、今後に向けても意欲的で創造性豊かな人づくりに重点をおいた教育を推進していくことが必要です。

なお、学校・家庭・地域社会が一体となった教育環境の必要性から、地域に開かれた学校づくりが求められ、コミュニティスクールへの移行も重要な課題となってきています。

さらに、教育施設は年々整備されてきましたが、町で策定した「国富町学校施設長寿命化計画」に沿って、年次的な改修を行い、維持管理等に係るコストの縮減、予算の平準化を図ります。

施策の方向

「未来に希望の持てる国富を創り支える教育の展開」を活動の指針とし、未来を担う人材の育成に向けた教育内容の充実や教職員の資質の向上に努め、創造性豊かで情熱のある人づくりを目指します。

また、ICT社会*や国際化など時代のニーズに対応する教育環境や安全で快適な施設の整備充実に努めます。

(1) 学力向上の推進

- ・児童生徒の成長段階に応じた基礎的な学力向上に努めます。
- ・学力向上に必要な教材等の整備充実に努めます。
- ・自ら学ぶ意欲と学力を高めるため、児童生徒が個人やグループで自発的に行う学習機会の充実に努めます。
- ・家庭での学習習慣改善の支援に努めます。

(2) 創造性を育む豊かな心づくりの推進

- ・豊かな心を育成するため、情操教育や道徳教育の充実に努めます。
- ・豊かな知識や創造性を育むため、読書や芸術文化に親しむ学習活動に努めます。

(3) 体験学習の推進

- ・地域の産業や、生きた自然・文化等に触れながら、生きる力や生きる喜びが醸成されるような体験学習の拡充に努めます。
- ・社会奉仕の心を育むとともに、社会参加体験のため、ボランティア体験活動等の充実に努めます。

*ICT社会：(Information and Communication Technologyの略) 情報通信技術のことで、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなどさまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術によって暮らしが成り立つ社会。

(4) 児童生徒指導の充実

- ・ いじめ、不登校、非行などの問題解決に向けて、学校や地域、教育委員会が連携した指導、教育問題・学習支援相談体制の強化を図ります。
- ・ 学校における児童生徒の問題行動に対する職員研修の充実に努めます。

(5) 学校体育の充実

- ・ 児童生徒の心身の発育に応じた学校体育の充実に努めます。
- ・ 児童生徒の体格・体力の向上を図るため、体育施設や体育用具の整備充実に努めます。
- ・ 小学校では多くの運動を体験することにより、スポーツの楽しさを実感できる指導に努めます。
- ・ 中学校ではスポーツの競技力向上に努めるとともに、部活動の活性化を図るため、専門的知識をもつ地域の部活動指導員等を活用し、たくましい体づくりと健全な心の育成に努めます。

(6) 情報教育の推進

- ・ I C T社会に適応できる人材育成を図るため、情報教育に必要な施設や機材の整備充実に努めます。
- ・ 情報教育の指導者の育成を図るため、教職員研修の充実に努めます。
- ・ 1人1台端末やインターネットなどを活用した情報学習の充実に努め、情報機器操作や情報活用能力の向上に努めます。
- ・ インターネットを活用した交流学习機会の充実に努めます。

(7) 郷土理解・環境教育の推進

- ・ 郷土の歴史や文化、生活を学ぶ学習を進めるとともに、豊かな自然環境を守り育てる環境教育の推進に努めます。

(8) 国際理解教育の推進

- ・ 国際的な視野をもつ人材を育成するため、国際親善や国際協力の精神を培う国際理解教育の充実に努めるとともに、生きた英語教育の推進に努めます。

(9) 教職員の資質の向上や教育研究の充実

- ・ 体育・徳育・知育の指導力を発揮するために、研修機能の強化や機会の充実、自己研鑽の奨励など教職員の資質向上に努めます。
- ・ 時代の教育ニーズに対応するため、関係機関や教職員との情報交換や研修の充実に努め、教育研究センターにおける教育に関する専門的な研究や技術的な調査研究に努めます。
- ・ 町教育振興基本計画に基づき、小中学校9か年を見通した教育課程を研究し、小中一貫教育推進プランを策定し、一体型の開設に向け検討します。

(10) 地域社会に開かれた学校運営の推進

- ・地域ぐるみで学校教育を支援するため、地域住民と児童生徒とのふれあいや共同学習など、地域住民との連携を深める学校づくりを推進します。
- ・地域社会と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティスクール*への移行を目指します。
- ・学校の情報提供をはじめ、家庭や地域住民の意見提言の場として、各学校のホームページの充実を推進します。

(11) 心身の健康教育の充実

- ・定期的に健康診断・体力測定を行い、心身ともに健康で安全な生活をおくる能力を培う健康教育の充実に努めます。
- ・児童生徒への家庭での正しい生活習慣づくりの支援に努めます。
- ・養護教諭やスクールカウンセラーを対象とした研修による資質の向上を図り、児童生徒の相談体制の充実に努めます。
- ・社会福祉士等であるスクールソーシャルワーカー*を活用し、家庭、学校、関係機関とのネットワークを構築し、児童生徒の心身の問題解決を図ります。

(12) 学校給食の充実と食育の推進

- ・成長期にある児童生徒に安全で栄養バランスのとれた給食サービスの提供に努めます。
- ・児童生徒の食における自己管理能力を培うため、学校・家庭・地域と連携して食育の充実に努めます。
- ・地域の食材や郷土食・行事食を献立に取り入れることで、食文化や生産・流通・消費について正しい理解を深め、豊かな心の育成に努めます。

(13) 思いやりのある教育の充実

- ・経済的に援助が必要と認められる児童生徒の就学援助制度の充実に努め、保護者の経済的負担軽減を図ります。
- ・障害の程度に応じた適切な就学指導の充実に努め、障がい者に対する理解を深める教育を推進します。
- ・人権尊重の精神を基本に、児童生徒の発育段階に応じて、人権に関する理解と認識を高める教育を推進します。

(14) 安全で快適な教育環境の整備充実

- ・学校施設等については、改築等の必要な施設を年次的な計画のもとに進め、安全で快適な教育環境の充実に努めます。
- ・緑豊かな環境の中で学習意欲を高められるよう、営繕工事や植木剪定、芝管理などに努め、利便性の向上や環境美化を推進します。

※コミュニティスクール：保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校のこと。

※スクールソーシャルワーカー：児童・生徒の社会教育を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。

主要施策

- 学力向上の推進
- 児童生徒の自発的な学習機会の充実
- 情操教育や道德教育の充実
- 読書や芸術文化学習活動の推進
- 自然体験学習の推進
- ボランティア学習の推進
- 教育相談・児童生徒学習支援相談の充実
- いじめ・不登校・非行対策の充実
- 学校体育の充実
- 部活動指導員の推進
- ICT教育の推進（1人1台端末の活用）
- 郷土理解・環境教育の推進
- 国際理解と英語教育の推進
- 教職員研修の充実
- 教育研究センターの充実
- 小中一貫教育の推進
- コミュニティスクールへの移行
- 学校評議員制度*の充実
- 各学校におけるホームページの充実
- 養護教諭・スクールカウンセラーによるメンタルヘルス相談の充実
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 学校給食の充実と食育の推進
- 就学援助対策の充実
- 障がい児教育の充実
- 人権教育の充実
- 安全で快適な教育環境施設の整備充実

※学校評議員制度：公立学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度のこと。

3 青少年の健全育成

現況と課題

物の豊かさがもたらした社会経済の変化は、何でも手に入る環境や情報の氾濫、あるいは価値観の多様化による心の孤立、コミュニティ意識の崩壊や核家族化による家庭や地域社会における教育力の低下など、青少年の健全な育成に悪い影響を与えていると指摘されています。

いじめや不登校、非行問題をはじめ、青少年の犯罪が社会問題としてクローズアップされる中、本町では青少年育成町民会議や子ども会育成連絡協議会など、各種団体と学校との連携による青少年健全育成活動がなされています。

将来に向けても、青少年がすすくと心身ともに健全に成長していくためには、学校教育はもとより家庭や地域社会で支えていくことが求められます。

施策の方向

青少年が、たくましく未来を切り拓き、生きぬく力を育むために、自然体験や社会体験、文化活動など、多種多様な活動を展開しながら学校、家庭、地域が一体となって支援していくように努めます。

また、充実した校外教育を推進するため、PTAや青少年団体、地域社会などと連携した活動を支援します。

(1) 青少年活動の充実

- ・ 野外活動、文化的活動、ボランティア活動などを行う子ども会などの青少年団体やグループの活動支援に努めます。
- ・ 青少年活動の指導者の育成と確保に努めます。
- ・ スポーツ少年団などスポーツ活動による青少年の健全育成に努めます。
- ・ 児童生徒の学校外活動の場となる野外活動施設や体験学習施設の利用推進に努めます。
- ・ 主体性や意欲、社会との連帯感を醸成するため、学校・PTA・地域との連携によるイベントづくりを支援します。
- ・ 青少年の健全育成を図るため、児童館運営の充実に努めます。
- ・ 青少年の非行・いじめ・不登校防止などを図るため、学校・家庭・地域の連携を推進します。

(2) 家庭の教育力の向上

- ・ PTA活動の活性化を進めるとともに、家庭教育学級の充実に努めます。
- ・ 家庭での教育力の向上を図るため、保護者に対する啓発や講演会、研修等の機会拡充に努めます。

(3) 地域社会の教育力の向上

- ・ 青少年が健全に育つ環境づくりに向けた地域社会の意識の高揚に努めます。
- ・ PTA、子ども会や地域住民が主体となって行う児童生徒の学校外活動の支援に努めます。

主要施策

- 野外活動、趣味・文化的活動、ボランティア活動等の充実
- 青少年関係団体・グループの育成
- 野外活動施設や体験学習施設の利用促進
- 学校・家庭・地域が連携するイベントの推進
- 地域ぐるみ青少年育成対策の充実
- 児童館運営の充実
- 家庭における教育力向上対策の推進
- PTAや地域住民が主体となる学校外活動の支援
- 家庭や地域教育の手引書等による啓発
- 安全パトロール隊による見守り活動の推進



第2節 生涯学習で育む豊かな心づくり

豊かな心を育み、人生を楽しく過ごせる環境づくりを推進するため、町民が教養を深め趣味に親しむサークル活動などを行う機会を支援し、誰もが気軽に参加できる多彩な生涯学習づくりの場を提供できるよう努めます。

また、住みよい地域社会づくりを支援するために社会教育の推進に努めます。

1 生涯学習の推進

現況と課題

物の豊かさから心の豊かさへの志向の変化とともに、町民の余暇時間の増大や高齢者による生きがいづくりの高まりなどを背景に、ますます生涯学習のニーズが高まっています。

このことから、町民のライフステージに応じた学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充や学習内容の充実が求められます。

本町では、生涯学習講座や高齢者国富大学、家庭教育学級などを開設して、町民の生涯学習を支援しています。

このように、生涯学習に対する意欲は高まっていますが、余暇時間に恵まれている高齢者の参加が目立ち、働き盛りの成年男子や増加傾向にある就労女性の学習機会の確保と自発的な意欲をいかに喚起していくかが課題となります。

さらに、社会教育関係団体においては、年々活動が活発になっていますが、今後も青年団や地域婦人会など団体やグループ等の育成が課題となります。

施策の方向

多様化する学習ニーズに対応できるよう、各種講座や講習会、講演会など学習機会の拡充、創意工夫に努めます。

また、社会教育の指導者の養成と活用を図り、社会教育の充実に努めます。

(1) 魅力のある生涯学習の推進

- ・行政機関や教育機関、生涯学習の関係団体との連携を図り、生涯学習を推進していくための体制づくりの強化に努めます。
- ・多彩な学習ニーズに対応するため、専門的な指導者の発掘や確保に努めます。
- ・町民のニーズに応える学習メニューの拡充に努めます。
- ・生涯学習を進めるためのボランティアの養成に努めるとともに、自主的な学習グループの育成を推進します。
- ・生涯学習で得た成果を、地域で発揮する活動を支援します。

(2) 社会教育の充実

- ・社会教育に関する研修会や講演会を開催するなど、社会教育に対する町民の意識の高揚に努めます。
- ・社会教育の指導者の養成と活用を図り、社会教育関係団体の育成や社会教育指導体制の充実に努めます。

主要施策

- 生涯学習指導体制の充実
- 生涯学習指導者の確保
- 生涯学習機会の拡充
- 生涯学習メニューの充実
- 生涯学習のボランティアやグループの育成対策の推進
- 社会教育活動団体の育成対策の推進
- 社会教育活動に対する町民の意識の高揚



2 生涯学習の環境整備

現況と課題

学習や活動の拠点となる社会教育施設については、農村環境改善センター、婦人の家、地区集会施設などの充実を図ってきています。

町民の生涯学習の拠点施設としては、町立図書館や農村環境改善センター等が活用されていますが、今後は、情報学習など多様化する学習内容等に応じた施設の運用が求められてきます。

また、施設管理について、NPO法人など民間活力を活かすことも課題となります。

施策の方向

いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習を推進するため、生涯学習環境施設の拡充や生涯学習の情報提供に努めるとともに、宮崎東諸県広域圏による図書館活用のネットワークづくりを促進します。

(1) 生涯学習環境の整備充実

- ・町民のニーズに応じた多彩な学習情報の収集・提供に努めます。
- ・地区集会施設を地域における生涯学習機能を担う施設としての活用に努めます。
- ・学校を地域における生涯学習の場として活用するため、小中学校の施設の開放を促進します。
- ・生涯学習の拠点施設となる農村環境改善センターや総合文化会館の学習機能を高めるための整備充実について検討します。
- ・図書の整備とともに、本の検索・貸し出しの簡便化、視聴覚資料・読み聞かせ会の充実など、図書館の機能向上に努めます。
- ・圏域住民の利便性向上のため、図書館・図書室の相互活用のネットワークづくりの促進に努めます。

主要施策

- 生涯学習情報の収集・提供
- 生涯学習機能としての学校や地区集会施設活用の促進
- 町立図書館の機能充実の促進
- 図書館活用の広域ネットワークづくりの促進



第3節 歴史と文化に親しむふるさとづくり

芸術や文化に親しむことにより、豊かな心や感性を醸成するため、町民の多彩な文化活動を支援するとともに、民俗芸能などの町民文化の伝承に努めます。

また、先人たちの活躍を伝える文化財を町の財産として認識し理解を深め、後世に伝えていくための保護や活用にも努めるとともに、文化香るまち並みの創出を促進します。

1 芸術文化の振興

現況と課題

ライフスタイルや価値観が多様化する中、生活文化の選択肢の広がりや余暇の増大などを背景として、豊かな心を求める生活志向への変化が期待され、芸術文化に対する関心に応えるために多様な芸術や文化にふれる機会や参加できる環境づくりが求められています。

このため、多彩で質の高い芸術や文化を鑑賞できる環境整備に向けて、広域圏の文化施設との連携やネットワーク化を進める必要があります。

また、本町では文化協会を中心に研修会や発表会が開催されるほか、ふれあい短歌大会や総合町民祭での発表会、総合文化会館での作品展示などが行われていますが、これらの芸術や文化活動の充実を図るとともに、町民のニーズに応じた多彩な文化振興を促進することが課題となります。

施策の方向

芸術文化水準を高めるため、文化団体やグループ、サークルの研修や活動の充実に努めるとともに、町民の芸術文化の創造に向けた取組を支援します。

また、発表の場となる各種の文化事業の充実を図るとともに、町内外の質の高い芸術文化の鑑賞機会の拡充に努めます。

(1) 芸術文化活動の充実

- ・文化の振興に大きな役割を担っている文化協会や芸術文化活動のグループ、サークル等の育成や活動の支援に努めます。
- ・芸術文化の発表機会を充実するため、ふれあい短歌大会や総合町民祭、総合文化会館の展示の充実発展を図るとともに、各種の発表の場となるイベントづくりを支援します。
- ・音楽や演劇、美術など多様な芸術文化を鑑賞する機会の拡充に努めます。

(2) 町民文化の創造

- ・町民文化を創造するため、質の高い芸術活動を奨励します。
- ・町民による芸術作品の発表機会の充実に努めます。
- ・地域に伝わる神話、伝説などの掘り起こしや調査を進め、町民文化として保存・活用にも努めます。

主要施策

- 芸術文化団体等の育成と活動の支援
- 芸術文化活動事業の促進
- 芸術文化イベントの充実
- 芸術作品の発表機会の充実
- 町民を対象とした芸術・文化教室等の推進



2 芸術文化の環境整備

現況と課題

本町では、芸術文化活動の成果発表や展示の場として、総合文化会館や農村環境改善センター、町立図書館のほか、農協、銀行などを活用したギャラリーなどで展示しています。

ところで、芸術文化に対する町民のニーズは多様化するとともに質の高いものへと移行してきていることから、誰でも気軽に親しむ環境づくりと併せて高水準の芸術文化を鑑賞する機会の充実が課題となります。

本町は古くから開けた土地であり、長い歴史と文化を有することから、町民が日常的に歴史や文化に触れられるまちの整備についての検討も求められます。

施策の方向

町民が気軽に芸術文化に触れ、活動する機会の充実を推進するため、総合文化会館などの施設の利用促進を図るとともに、多様な芸術文化活動を楽しめる環境整備について検討します。

また、本町は住宅地などの街中に古墳が点在するなど、歴史や文化に触れる日常が身近にあることから、誰でも気軽に芸術文化に親しめる環境づくりや文化の薫るまち並みの整備を促進します。

(1) 芸術文化施設の整備充実

- ・総合文化会館の有効活用を図るため、施設の利用促進に努めます。
- ・町民の多彩なニーズに対応する文化施設の環境整備について検討します。
- ・宮崎東諸県圏域との連携による文化施設の相互利用を促進します。

(2) 文化薫るまち並みの整備促進

- ・町民が気軽に利用できるよう、公共施設などのギャラリー化を推進します。
- ・史跡ボランティアの活動を推進し、歴史や文化に親しむ機会づくりに努めます。
- ・古墳などを活用したまち並みの整備について検討します。

主要施策

- 総合文化会館の利用促進
- 公共施設等のギャラリー化推進
- 芸術文化施設の広域活用の促進
- 史跡ボランティアを活用したフィールドミュージアム※事業の充実
- 古墳や史跡を活用した歴史を感じるまち並み整備の検討

※フィールドミュージアム：町全体を屋根のない博物館に見立て、地域の魅力を掘り起こし、住民主体で地域活性化に取り組むこと。

3 文化財の保護と活用

現況と課題

本町には、旧石器時代から中・近世にかけて、文化が栄えていたことを物語る遺跡などが数多く残されています。

この恵まれた歴史文化資源を保全・活用し、次世代に残すことが重要となることから、保護していくことを最優先として、教材や観光資源としての活用も求められます。

また、古くから伝承されてきた年中行事や民俗芸能、民謡などが生活様式の変化や後継者不足等により、継承が難しくなっていることから、これらの貴重な文化財を次世代へ伝えていくことが課題となります。

施策の方向

町の財産である史跡・名勝・天然記念物や民俗文化財など多くの有形・無形文化財の保護や活用を図り、その伝承に努めます。

また、歴史的に貴重な資料の保管や文化財の調査を行いながら、町の歴史や文化を後世に伝えていくことに努めます。

(1) 文化財の保護と活用

- ・文化財専門委員の調査・審議を受け、文化財の適正な保存・活用方法を検討します。
- ・県の埋蔵文化財センターや博物館と連携を図り、歴史的な資料や文化財の調査に努めます。
- ・国・県指定の古墳の公有化について検討します。
- ・文化財等を活用した歴史文化学習の取組を支援し、保護意識の高揚に努めます。
- ・パンフレット作成や案内板の設置などを行い、文化財の広域ネットワークルートを進めるなど、観光資源としての活用も促進します。
- ・町の歴史や文化を後世に残すことはもとより、町民の学習教材としての町史の活用にも努めます。

(2) 民俗芸能等の継承と活用

- ・郷土芸能を保存している団体や継承者に対する支援に努めるとともに、発表の機会を提供するなど、町民の理解や継承意識の高揚を促進します。
- ・郷土芸能の映像保存に努め、学校教材や伝承手段としての活用を図ります。

主要施策

- 文化財等の実態調査や発掘の充実
- 文化財等の教材活用の推進
- 文化財のPRや広域観光ネットワークの推進
- 郷土芸能の保存継承の支援

第4節 誰でも楽しめる地域スポーツづくり

町民が、生涯にわたり体力の向上や健康増進を図りつつ、交流促進による人づくりや生きがいづくりを行い、人生を楽しめるよう、スポーツ・レクリエーションの機会充実や環境整備を進めるとともに、指導者の養成や各種のスポーツ団体、グループ、スポーツ少年団などの育成に努めます。

1 スポーツ・レクリエーションの推進

現況と課題

生涯スポーツに対するニーズは、多種多様化し、社会的な健康志向の高まりを背景として、町民の関心は年々高くなってきています。

スポーツやレクリエーション活動の効果は、健康づくりにとどまらず、人と人の交流促進や生きがいづくりにも及びます。町民がそれぞれのライフステージにおいて気軽に楽しめる環境づくりが求められています。

本町では、地区体育会や各スポーツ協会等を中心にスポーツ活動が盛んになっていますが、指導者が不足傾向にあるため、専門的な知識を持った指導者の育成が必要です。また、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくりが必要なことから、スポーツ少年団の育成を支援することが課題となります。

このほか、気軽に参加できる新しいスポーツやレクリエーションの普及促進のため、広い世代が様々なスポーツで交流できる総合型地域スポーツクラブ*設立の検討も求められています。

施策の方向

町民総スポーツ運動を推進するため、地域の自主的なスポーツやレクリエーション活動への支援や普及を図るとともに、スポーツ・レクリエーションイベント機会の充実に努めます。

また、スポーツやレクリエーションの多様化や競技力向上に対応するため、指導者の養成や各種スポーツクラブ等の育成を支援するとともに、軽スポーツやレクリエーションの普及などを促進します。

(1) 生涯スポーツの推進

- ・地区民相互の親睦と融和を図り、連帯意識を高める機会を多くするため、組織的な地区体育の振興に努めます。
- ・地区や町におけるスポーツ大会の充実に努めます。
- ・スポーツ推進委員や民間指導員の養成に努めます。
- ・体育協会や各種スポーツグループの育成強化に努めます。
- ・全国規模で行われる主要なスポーツ大会出場を支援します。
- ・スポーツ少年団の活性化を図るため、多様な競技の指導者の確保に努め、スポーツ機会の拡充を推進します。
- ・町民のライフステージや特性に応じたスポーツ教室の充実に努めます。
- ・誰でも気軽に楽しめる軽スポーツの普及促進に努めます。

(2) レクリエーションの普及推進

- ・レクリエーション情報の収集・提供に努めます。
- ・レクリエーション活動を行う団体・グループの育成を支援します。

主要施策

- 住民参加の地区スポーツの充実
- スポーツやレクリエーションイベントの充実
- スポーツやレクリエーション団体等の育成強化対策の推進
- 全国大会等出場支援
- 指導者等の養成と確保対策の推進
- スポーツ少年団の指導者確保と競技種目の拡充
- スポーツ教室の充実
- 軽スポーツの振興
- レクリエーション情報の収集・提供
- 総合型地域スポーツクラブの検討



※総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

2 スポーツ・レクリエーションの環境整備

現況と課題

本町では、野外スポーツ施設や運動広場、屋内スポーツ施設などが年次的に整備され、特に体育館については学校体育館の開放を含めると、ほぼ全地域に整備されています。

県内でもトップクラスの充足率にあり、町民が身近にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境が整っています。

ところで、広域圏でのスポーツ大会等が開催可能な屋内競技場、武道場、トレーニングルーム等が一体となった施設としてアリーナくにとみが建築されましたが、この施設の効率的な運用やスポーツメニューを取り入れた運営内容の検討を行う必要があります。

また、老朽化したスポーツ施設の維持管理について、今後どのように対応していくのか検討を進めていく必要があります。

施策の方向

町民が身近にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、施設の環境整備に努めます。

また、多様化する町民のニーズに応えるため、ニュースポーツ*等の導入に努めます。

(1) スポーツやレクリエーション施設の整備充実

- ・運動公園、球技場、運動広場など、野外スポーツ施設としての機能充実に努めます。
- ・法華嶽公園や森永農村広場を活用したレクリエーション機能の充実に努めます。
- ・野外スポーツ施設の環境改善に努めます。
- ・未利用地などを有効利用して、スポーツ・レクリエーション活動が気軽にできる広場の整備について検討します。
- ・屋内スポーツ施設の機能充実やスポーツ器具類の充実を図ります。
- ・老朽化したスポーツ施設の再整備について検討します。

主要施策

- 野外スポーツ施設・屋内スポーツ施設の機能充実
- 河川敷などを活用したスポーツ・レクリエーション広場整備の検討
- 総合体育館・大型野外スポーツ施設の検討
- ニュースポーツの導入

※ニュースポーツ：競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。



まちづくりの政策目標 2 子育て環境の充実と健康長寿のまち



第1節 安心して暮らせる福祉のまちづくり

高齢者の尊厳を保ちながら、できる限り住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むことができるよう、在宅福祉に重点をおいた保健福祉サービスの充実に努めるとともに、地域の特性や資源を活用して町民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、高齢者を支える体制づくりを促進します。

1 地域包括ケアシステムの推進

現況と課題

本町では、高齢者が住み慣れた地域で、健やかに、いきいきと安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な運営に努めていますが、高齢化の進展に伴い支援を必要とする高齢者は増加傾向にあります。

今後ますます増加する要支援者に対して、最適なサービスを提供する体制の確保だけでなく、高齢者の自己決定に基づき自分らしい生き方や幸せを実現していくための体制づくりが求められています。

高齢者の日常生活を円滑に支援するためには、継続的に講じてきた高齢者福祉施策と一緒に「国富町地域福祉計画」、「国富町地域福祉活動計画」に基づき、生活機能の低下を予防し、また状態が悪化しないような予防重視の取り組みや、高齢者が健康で生きがいを持ち社会参加できる環境づくりの整備を図る必要があります。

今後、高齢者の孤独死や災害時の優先的な支援、子どもの引きこもりに伴う8050問題※、団塊の世代が後期高齢者となり医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される2025年問題※など高齢者を取り巻く様々な課題が増加することが見込まれます。

また、認知症高齢者の増加も見込まれることから、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の整備が必要です。身近な取り組みとしては、自助・共助・公助のもと行政や関係機関等との連携により、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」※の構築を実現していくことが課題となります。

※8050問題：ひきこもりの長期化・高齢化等により、主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態。

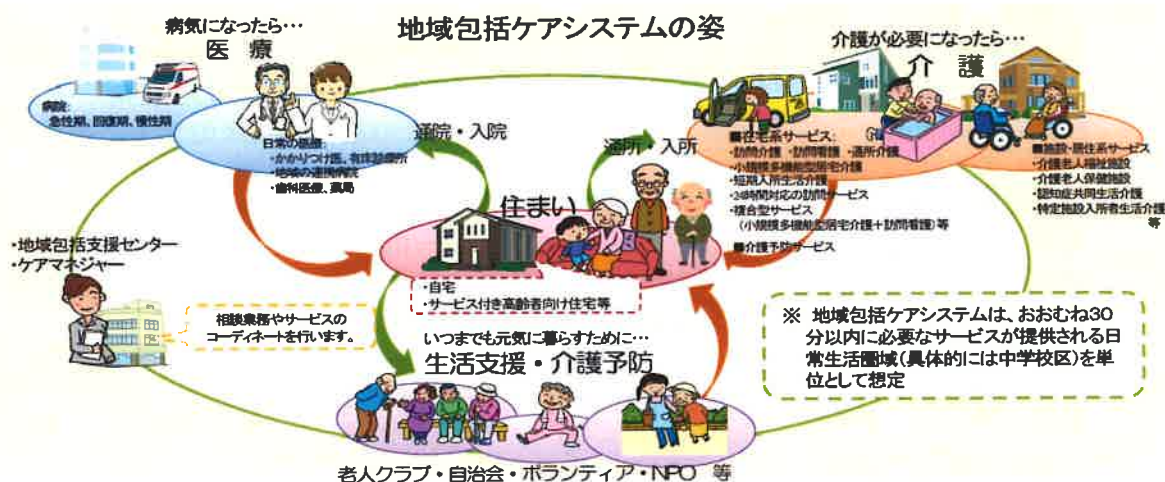
※2025年問題：2025年までに団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるタイミングの前後で引き起こされる様々な問題の総称。

また、独居高齢者の増加も予想され、認知症や失語症などコミュニケーションが困難な状態や判断能力が低下した場合の成年後見制度等の高齢者の権利擁護業務も推進していく必要があります。

本町においても成年後見制度の利用促進や後見人支援機能となる中核機関の設置など、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化を図ることが課題となります。

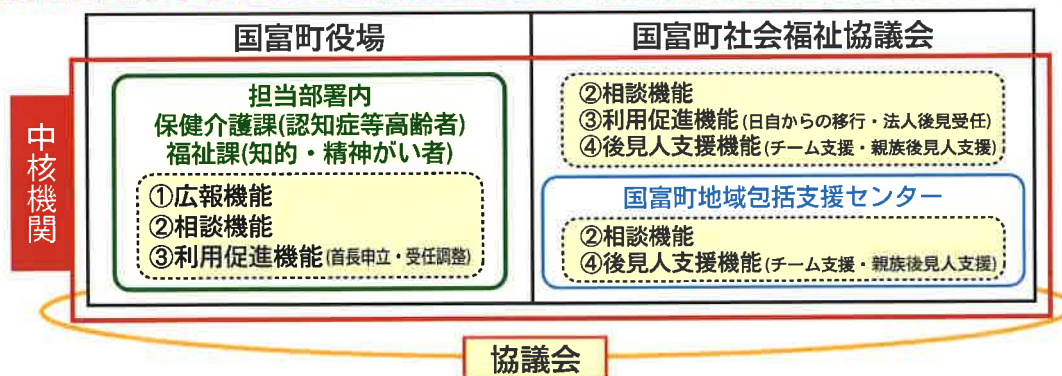
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



【国富町】中核機関イメージ図

- ◆司令塔機能・事務局機能・進行管理機能は、国富町が主体で担う
- ◆進行管理機能、国富町・社協・包括がそれぞれ分担して4つの機能を担う
 - ①広報 ②相談 ③利用促進（受任者調整、担い手の育成・活動の促進） ④後見人支援



※地域包括ケアシステム：厚生労働省が提唱し、市町村が実践する、地域包括センターを中心に、様々な主体により高齢者への支援・サービスが提供・調整される理念や仕組みのこと。

施策の方向

高齢者がいきいきと社会参加できるように、高齢者クラブやサークルなどの活動を支援するとともに、豊富な経験や知識を活かした社会活動の環境づくりに努めます。

また、安心して健康に暮らしていけるよう、家族や友人、地域住民などとの人間関係を保ちながら、在宅福祉に重点をおき、介護保険制度や各種の保健福祉サービスを組み合わせたサービスの充実に努めることで、生活しやすい環境づくりを促進します。

(1) 生きがいづくりと社会活動の推進

- ・ 趣味や学習・文化活動、軽スポーツやレクリエーション機会の充実支援に努めます。
- ・ 敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者の相互交流や世代間交流を推進します。
- ・ 高齢者の知識や技能を活かした社会参加を進めるため、シルバー人材センターの活動支援や就労機会の促進に努めるとともに、ボランティアへの参加促進を支援します。
- ・ 高齢者が暮らしやすい住宅づくりや高齢者に配慮した生活環境づくりを促進します。

(2) 保健福祉サービスの充実

- ・ 高齢者保健福祉計画の着実な推進のもとに、在宅介護サービスの充実に努めます。
- ・ 地域包括支援センター※を中心に関係機関とのネットワークの強化を促進します。
- ・ 高齢者等配食サービスや高齢者世帯訪問など、在宅福祉サービスの充実に努めます。

(3) 介護保険事業の推進

- ・ 保健・医療・福祉にわたる介護サービスが、総合的・効率的に提供されるよう、地域ケア会議の推進や医療と介護の連携、生活支援体制を整備することで、地域包括ケアシステムを構築し、介護保険事業計画の着実な推進に努めます。
- ・ 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する事業展開に努めます。

(4) 介護予防活動の推進

- ・ 高齢者等をシニア元気アップ運動教室に呼び込むことで、外出の機会創出や心身機能の維持向上を促進します。
- ・ ふれあい・いきいきサロンを充実させ、地域の高齢者等で閉じこもりがちな方々が気軽に集まり、仲間づくりによる孤立防止に努めます。

(5) 認知症高齢者対策の充実

- ・ 認知症高齢者に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・ 認知症高齢者と介護する家族に対して、必要な在宅介護サービスやグループホーム入所による支援の充実に努めます。

(6) 高齢者の権利擁護事業の支援

- ・ 権利擁護の観点から支援が必要な方への成年後見制度等各種制度の利用促進に努めます。
- ・ 高齢者の尊厳の保持のためにも高齢者虐待の防止や消費者被害の防止に取り組みます。
- ・ 宮崎市、綾町との広域連携による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

※地域包括支援センター：市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

主要施策

- 高齢者クラブやサークル活動などの支援
- シルバー人材センターの活動支援
- 高齢者の就労促進支援
- 在宅介護サービスの充実【重点】
- 介護保険事業の充実と健全な運営【重点】
- 認知症高齢者介護サービスの充実【重点】
- 在宅福祉サービスの充実【重点】
- ふれあい・いきいきサロンの充実
- 介護予防等運動教室の活動支援【重点】
- 地域包括支援センターの機能充実【重点】
- 高齢者にやさしい住宅環境の促進
- 広域連携による成年後見制度利用促進体制の整備
- 権利擁護支援に向けた中核機関の設置と推進



2 障がい者福祉の推進

現況と課題

本町の障がい者の状況を見ると、身体障害については脳血管や内部疾患等の疾病による肢体障害が多くを占め、次いで内部障害となっています。高齢化とともに重度障がい者の増加は見受けられますが、重度心身障がい者医療においては、令和2年8月から外来に係る医療費について現物給付化*されたことにより、前年度に比べて医療費が増加しています。

知的障害については、全体的に療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害については、社会的要因など、発症ケースが増加しているの見込まれます。

このような中、本町では自助・共助・公助が一体となって地域福祉を進めていく体制づくりを目指し、補装具・日常生活用具の支援や医療費助成、障がい者福祉サービスなどの充実に努めています。

今後は、「国富町障がい者福祉計画」の「町民がともに喜びを感じる 福祉のまち国富をめざして」の基本理念の実現に向けた取り組みが進められます。このことから、地域社会の一員として安心して生活できるよう、基盤づくりを見直し、充実した障がい者福祉サービスの提供や社会参加活動の場の確保など、更なる支援を推進していくことが課題となります。

施策の方向

リハビリテーション及びノーマライゼーション*の理念のもとに、障がい者が地域社会の中で自立し、社会参加の実現に向けた「障がい者福祉計画」の推進に努めます。

また、保健福祉サービスや在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、バリアフリー化などにより、障がい者にやさしいまちづくりに努めます。

(1) 自立と社会参加の促進

- ・障がい者の適性に応じた就労の場の確保を促進するとともに、職業的な機能回復訓練機会の充実に努めます。
- ・スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じた社会参加の促進に努めます。
- ・障がい者が行動しやすいように住宅や道路、公共施設などのバリアフリー化を進めます。
- ・障がい者の交流や相談ができる場として、気軽に集まれる施設の確保を図り、自立や社会参加に向けての活動を障がい者自らが進める環境づくりを支援します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

- ・障がい者の生活を支えるための経済的な生活援助や、補装具・日常生活用具の支給、緊急通報システムなどの支援に努めます。
- ・自宅で安心した生活がおくれるように、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどの充実に努めます。
- ・介護者の精神的、身体的、経済的な負担軽減の支援に努めます。

※現物給付：医療機関に健康保険証を提示することで、一定割合の自己負担で診察や治療、投薬などのサービスを受けられるもの。

※ノーマライゼーション：社会理念の1つで、「健常者と障害者を区別することなく、同様の生活がおくれるように支援していこう」という意味の言葉。

(3) 保健・医療サービスの充実

- ・口腔ケアをはじめとする健康の保持や増進はもとより、ライフステージに応じた適切な保健・医療サービスの充実に努めます。
- ・教育保育機関との連携を図りながら、宮崎市総合発達支援センターや県立こども療育センターの利活用に努めます。

(4) 施設福祉の充実

- ・障がい者のための通所施設の運営に対する支援に努めます。
- ・常時介護を必要とする障がい者については、養護施設への適切な入所措置を行い、各種治療や養護に努めます。

主要施策

- 社会参加活動の充実
- 就労機会の確保対策
- 障がい者住宅改造への支援
- 経済的な生活支援や日常生活に必要な用具等の支援
- 在宅福祉サービスの充実【重点】
- 重度心身障がい者医療費や更生医療費などの保健福祉サービスの充実
- 障がい者にやさしい道路、公園、公共施設などを備えたまちづくりの推進
- 心の悩み相談機能の充実



3 地域福祉の充実

現況と課題

本町では、社会福祉協議会が核となって、福祉団体等の活動支援や地域福祉サービスを行い、地域福祉を総合的に推進する体制づくりが進められています。

福祉団体等の活動支援としては、民生委員児童委員協議会や高齢者クラブ等の運営のサポート、地域福祉サービスとしては、高齢者等の外出支援や給食サービスや訪問活動等が行われています。生活が苦しい子育て世帯に、寄贈された食材等を届ける「こども宅食事業」*も、令和元年度から始まっています。

これらの支援やサービスにより、困っている人を地域全体で支えるしくみが着実に整ってきています。

また、募金活動や、町内の行事・イベントにおける学生ボランティアの参加が定着してきており、若い世代も地域福祉を支える力になってきています。

一方、新型コロナウイルスの影響等で生活困窮世帯が増え、地域福祉では支えられない（解決できない）問題も発生しており、生活保護や生活福祉資金貸付など公的な支援の適切な執行が重要になっています。

昨今、少子高齢化・核家族化・価値観の多様化・プライバシーに対する過剰意識等から、不安やストレスを一人で抱えてしまう状況が見られます。

住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、問題が発生したときに気軽に相談ができる住民相互の関係づくり、そして適切に援助ができるような公的支援体制づくりが必要です。

<こども宅食事業>

悩みを一人で抱え込んでしまわないよう、配達時に「何か困りごとはないか？」等声かけをしています。

また、事業費の一部には、「赤い羽根共同募金」の配分金が使われています。

(各年度3月末)

年 度	利用世帯	協力いただいた事業所・個人(個人)
令和元	7	10
2	17	10

※協力事業所や個人の数、月によって変わります。

(資料：国富町社会福祉協議会)

*こども宅食事業：生活の厳しい子どもの家に、定期的に食品を届ける取組。

施策の方向

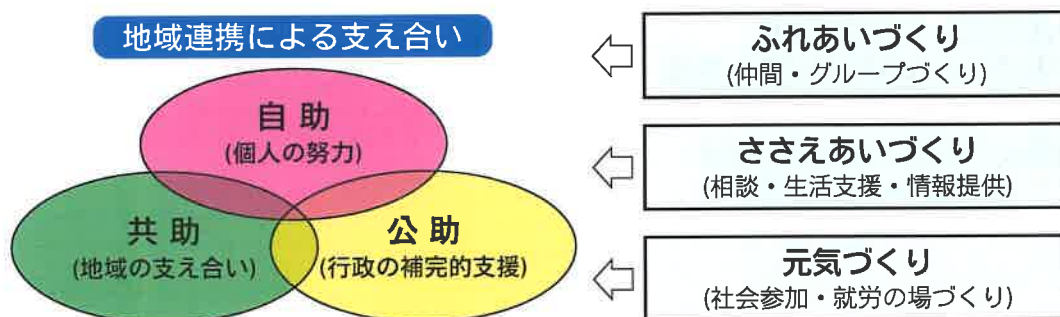
行政、学校、福祉施設、地域住民や民間団体等が連携し、高齢者や障がい者を思いやる心を育てる福祉教育を進めるとともに、「自助（自らできることは、自らの力で行う）」、「共助（地域社会での助け合い）」、「公助（行政による支援）」といった精神を地域社会で認識し、ふれあい・ささえあい・元気づくりのもとに地域住民で支え合い、助け合う地域福祉活動の促進に努めます。

（１）地域福祉ネットワーク体制の充実

- ・ 4つの小学校区を単位とする地域コミュニティごとの自助・共助の仕組みを基盤に、保健・医療・福祉サービスが一体的に提供されるネットワークづくりを促進します。
- ・ 地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携体制の構築に努めます。
- ・ 様々な窓口を通じて、変化する地域ニーズに対応できるようなシステムづくりを検討します。
- ・ 地域福祉ネットワークを支える総合福祉センターの活動の充実に努めます。

（２）住民参加の地域福祉活動の推進

- ・ 地域福祉活動への理解と参加を促進するため、福祉意識の啓発や福祉教育に努めます。
- ・ 地域福祉の推進に重要な役割を担う民生委員児童委員の地域における福祉活動の充実に努めます。
- ・ ボランティアセンターの活動を支援するとともに、福祉ボランティアの育成や活動の充実に努めます。
- ・ 地域福祉サービスを担うNPOの活動を支援します。
- ・ 高齢者の社会参加を促進するため、ボランティア活動や社会福祉法人の連携等を通じて、福祉サービスや子育て支援を進めます。



主要施策

- 地域コミュニティにおける地域福祉ネットワークづくりの促進
- ノーマライゼーションの啓発（福祉教育の推進）
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動の充実
- 福祉ボランティアの育成や活動の充実
- 地域福祉サービスを担う社会福祉協議会などの社会福祉法人やNPO活動の支援
- 高齢者の社会参加の促進【重点】

4 社会保障の確立

現況と課題

本町の生活保護申請の状況は、傷病や失業等による生活困窮者が多く、最低限度の生活保障だけが目的ではなく、対象者の自立の助長を積極的に促していくことも重要です。

生活保護は、生計中心者の傷病や失業などにより、やむなく申請に至るというケースが大半ですが、関係機関や民生委員児童委員と連携して、自立支援プログラムの導入を推進し、経済的・社会的自立を目指していくことが課題となります。

施策の方向

誰もが経済的に安定した生活をおくれるよう、生活困窮者の支援に努めながら自立促進を図るとともに、超高齢社会^{*}に対応できるよう、国・県と一体となった社会保障制度の充実に取り組みます。

(1) 低所得者福祉の充実

- ・生活保護制度に基づき、適正な生活保護受給やきめ細かな生活・就労指導に努め、生活保護世帯の生活安定と自立を促進します。
- ・生活困窮者が安心して生活できるように、民生委員児童委員や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、相談・指導体制の充実に努めます。

(2) 国民年金事業の推進

- ・広報紙などを通じた啓発活動を行い、年金制度に対する意識高揚に努めます。
- ・年金相談業務の充実に努め、免除申請の適正指導を行うなど、未加入者の解消に努めます。

主要施策

- 生活保護制度の適正な運用
- 生活困窮者の自立促進対策の推進
- 生活困窮者の相談・指導体制の充実
- 年金制度の趣旨啓発活動の推進
- 未加入者の解消対策の推進

^{*}超高齢社会：総人口において、高齢者とされる65歳以上の人口の割合(高齢化率)が21%を超える社会。



第2節 子どもを育てやすい地域社会づくり

少子化が進む中で、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、女性の社会進出に対応する出産・育児のための就労環境の改善や多様な保育サービスの充実に取り組むとともに、子育て相談機能や地域社会での子育て支援体制の充実に努めます。また、ひとり親世帯に対する子育て支援や自立意識の高揚に努めます。

1 子育て支援の推進

現況と課題

本町では、年々出生率が低下しており、子どもの数が減少傾向にあります。これは、働く女性の出産・育児に対する支援などの社会的基盤の遅れや未婚率上昇といった社会現象などのほか子育てに係る経済的負担による不安・悩みなども原因と考えられます。

このような中、9か所の法人立保育所・認定こども園で保育に対する取組が行われていますが、少子化対策としての多様な保育ニーズへの対応が求められています。

また、全小学校区に児童館が設置され、子育て支援や放課後児童クラブの活用も期待されています。

今後は、地域ぐるみでの子育て支援の充実、出産・育児に対する職場の理解や支援、多様な保育ニーズへの取り組みによる子育てをしやすい環境づくり、地域全体で子育てを担うという社会環境づくりが課題となります。さらに核家族化が進んだ現代、親子の心の健康に対する支援も必要になっています。

施策の方向

子育てに関する経済・精神・身体的負担の軽減を図るため、児童福祉制度に基づく子育ての経済的支援や育児相談の充実、延長保育や一時保育などの多様な保育ニーズへの対応、母子保健や乳幼児医療の充実、家庭や地域社会における子育て意識の高揚などに努めます。

また、働く女性の支援を行うため、行政機関や民間団体、事業所などが連携して行う、働く女性の出産・育児を理解・支援する就労環境整備の促進に努めます。

(1) 多様な保育ニーズへの支援

- ・保育所・認定こども園の延長保育や一時保育などの体制確保に努めます。
- ・精神的・身体的な負担軽減を図るため、実情にあった乳児保育の充実支援に努めます。
- ・障がい児保育の充実支援に努めます。
- ・多様な保育ニーズに対応できる保育士の研修機会の充実に努めます。

(2) 子育て環境の整備充実

- ・多様な保育ニーズに対応する快適な保育施設の整備充実の支援に努めます。
- ・児童館の積極的な活用や児童公園の充実に努めます。
- ・子育て支援センターを活用し、育児支援ネットワークづくりについて検討します。
- ・親と子が心身ともに健やかに過ごすための子育て相談機能の充実に努めます。
- ・児童福祉制度に基づく子育ての経済的支援や母子保健・乳幼児医療の充実に努めます。
- ・障がい児の経済的支援や生活支援の充実に努めます。
- ・障がい等のある子どもの育児相談・支援に努めます。

(3) 家庭・職場・地域における子育て支援体制の充実

- ・社会全体で支える子育て意識の啓発や出産・育児に関わる男女共同の意識づくりに努めます。
- ・不妊に悩む方への支援強化に努めます。
- ・育児休業や出産・育児後の復職についての啓発に努めます。
- ・保育所などを地域における子育て支援機能を担う福祉施設として、活用を支援します。
- ・子育てボランティアの育成や活動の充実を支援します。
- ・家庭や地域社会と連携し、児童虐待やいじめ・不登校・非行問題の防止に努めます。
- ・子どもの居場所作り（子ども食堂等[※]）や、こども宅食事業を通じたつながりの継続及び伴走型支援を行います。

主要施策

- 多様な保育ニーズ対策支援【重点】
- 児童館の子育て支援機能の充実【重点】
- 子育て相談機能の充実【重点】
- 子育て支援センター機能の充実【重点】
- 保育料や保護者負担の軽減対策【重点】
- 子を産み育てやすい環境づくりの啓発【重点】
- 不妊治療への支援強化
- 乳幼児等医療支援の充実
- 福祉施設の地域における子育て支援機能の充実
- 子育てボランティアの育成や活動の充実
- 児童虐待防止対策の推進
- 保育施設の整備充実支援
- 乳児相談、1歳半・3歳児健診の充実



※子ども食堂：地域住民や自治体が主体となり、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するコミュニティの場。

2 ひとり親家庭の福祉の充実

現況と課題

本町では、ひとり親家庭が離婚や交通事故等により年々増加しており、特に離婚による母子家庭の増加が目立ってきています。

ひとり親家庭は、社会面や経済面などで負担を抱えやすく、日常生活や子育ての中で支援や援助が必要な場合があります。

このことから、本町では母子福祉会の育成を支援するとともに、入学支度金、医療費助成、生活つなぎ資金貸付、遺児年金、一日父(母)親事業などの施策で支援しています。

児童は、どのような環境におかれても、心身ともに健全に育成されなければならない、親も健康で文化的な生活を営むことが、児童養育における理想の環境となります。

今後に向けても、現在進めている施策の充実を図るとともに、各種制度事業の活用促進や相談機能の強化などを推進していくことが課題となります。

施策の方向

ひとり親家庭でも安心して暮らせる自立支援策を展開するとともに、サポートすべき家庭機能の回復を図り、子どもが健やかに育つための環境づくりを支援します。

また、精神的負担を軽減する相談体制等を整えるとともに、特に経済的な不安を抱える母子家庭の自立支援に努めます。

(1) 自立支援の推進

- ・ひとり親家庭の安定的な生活を支えるため、生活資金貸付の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭に対する医療費助成、遺児年金の支給、遺児等入学支度金の支給など経済的な支援に努めます。
- ・安定した生活確保のため、公営住宅の入居の支援に努めます。

(2) 母子家庭の自立意識の促進

- ・母子福祉会への加入を促進し、相互連携による社会的安定を図るとともに、母子福祉会の活動の充実支援に努めます。
- ・就業を促進するため、就業機会のあっせんに努めます。

(3) 相談活動の充実

- ・母子相談員や母子福祉協力員による相談機会のあっせんに努めます。
- ・民生委員児童委員の相談活動の充実に努めます。

主要施策

- 各種制度事業を活用した生活安定化対策の推進
- 母子福祉会の活動充実
- 就業機会のあっせん
- 相談活動の充実



第3節 健康長寿のまちづくり

町民が病気を予防し、健康づくりを進めることにより、健康寿命[※]の延伸を図り、健康で明るく活力に満ちた人生をおくれるよう、生涯を通じた健康づくり運動の推進に努めます。この健康づくりを支えるため、保健センターを核とする地域保健や予防保健体制、地域医療の充実に努めるとともに、医療保険制度の健全な運営を目指します。

1 健康づくりの推進

現況と課題

急速な少子高齢化が進む中で、生涯を通じた健康志向や保健・医療への関心が高まっています。このような中、平成17年度から、従来の総合健診・総合人間ドック事業を一本化し「新・総合健診事業」として、受診率の向上に努めています。病気の早期発見・早期治療はもとより、栄養指導や保健指導による町民の健康づくり意識の高揚、医療費の抑制などに大きな役割を担っています。

平成20年4月から市町村では、国民健康保険に加入する40歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査と特定保健指導を実施しています。

しかし、生活習慣の悪化による慢性疾患や高齢化に伴う身体機能低下などの増加は著しく、病気や介護にかかる負担増や医療費の増大が深刻な問題となってきています。

そのため、ガン検診を含めた受診率向上に取り組み、病気の予防、病気の早期発見・早期治療で重症化予防を図るとともに、全町民を対象にした健康づくりの普及啓発（ポピュレーションアプローチ）を行い、健康意識の向上を図ることが求められます。また、学校保健や関係機関との連携で、幼少期からの健康教育の推進や、乳幼児健康診査や訪問事業を通して母子保健関係事業の充実に図ることが重要と考えられます。

今後は、疾病分類や医療費分析等により地域の状況を把握する地区診断を行い、本町の問題点をしっかり分析し、心身ともに健やかに過ごせるような健康づくり支援が課題となります。

施策の方向

本町が先導的に推進してきた健康づくり対策をさらに充実発展させ、健康で明るく活力に満ちた人生をおくれるよう、健康寿命を延伸するために、生涯を通じた健康づくり運動の推進に努めるとともに、町民一人ひとりの健康度評価に基づく保健サービス体制のシステムづくりを推進します。

(1) 健康増進の充実

- ・栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣が定着するよう啓発活動を推進するとともに、健康管理や疾病予防のための正しい知識の普及に努めます。
- ・母子の健康増進を図るため、妊産婦や乳幼児の健診・相談・訪問指導など、母と子を守る健康づくりを推進します。
- ・離乳食指導の充実に努め、食育と健康増進を図ります。
- ・健康づくりを進めるため、健康増進施設の新たな整備について検討します。

※健康寿命：心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のこと。

2 地域医療の推進

現況と課題

本町では、病院2施設、診療所13施設、歯科医院5施設で診療されています。宮崎東諸県圏域では、病院41、診療所400、歯科医院232施設となっており、医療に恵まれた環境にあり、医療体制は充実しています。救急医療についても、宮崎市郡医師会病院などとの広域連携で対応しています。

今日の医療ニーズは、高齢化の進行や生活習慣病の増加など、高度化・専門化するとともに、住民の医療情報などへの関心も高まってきています。

今後は、町民に身近な医療体制の充実はもとより、高度化・専門化に対応できる地域医療や町民に分かりやすい医療情報の提供などが課題となります。

また、大規模災害時における迅速な医療活動が行えるような災害時医療体制の充実も重要となります。

施策の方向

町民の医療ニーズが高度化・専門化する中で、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、町内や宮崎東諸県圏域の医療機関等との連携を図るとともに、医療情報の提供に努めます。

また、救急・災害時の医療体制については圏域の医療機関等の連携による充実に努めます。

(1) 地域医療の充実

- ・保健センターと町内医療機関との連携を図り、健診の事後フォロー等により情報を共有し、病気の重症化予防に努めます。
- ・超高齢社会に対応するため、医療機関等との連携を図り、保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。
- ・宮崎市郡医師会病院を核として、圏域内の医療機関のネットワーク化を進め、広域連携による医療サービスの向上に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

- ・圏域内の医師会や医療機関等との連携を強化し、町民の医療ニーズ対応に努めます。
- ・広域連携により、夜間急病センター(宮崎市)の充実に図るとともに、第2次・第3次救急医療機関との連携を強化します。
- ・圏域内の医師会等の協力のもとに、在宅当番医制度による休日医療の充実に努めます。

(3) 災害時医療体制の充実

- ・医療機関との連携を進め、災害時の迅速な受け入れ体制づくりを広域で進めます。
- ・大規模災害等に備えて、地域災害拠点病院(宮崎市郡医師会病院・宮崎善仁会病院)との連携を強化します。

(2) 地域保健の充実

- ・新・総合健診などの健診事業を推進します。
- ・生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、40歳から74歳までの特定健診を推進します。
- ・幼児から高齢者まで生涯にわたる歯科保健の向上に努めます。
- ・各種ガンや結核などの予防や早期発見・早期治療のため、検診や予防接種の促進に努めます。
- ・地域保健活動の拠点となる保健センターの相談体制や整備充実に努めます。
- ・家庭での看護などを必要とする人には、保健・医療・福祉と連携する適切な保健サービスの提供に努めます。
- ・心の健康づくりを進めるため、精神保健の充実に努めます。
- ・高齢者の健康寿命の延伸や医療費適正化のため、保健事業と介護予防事業の連携した取組を行い、介護対象となるおそれのある高齢者の支援に努めます。

主要施策

- 生活習慣病対策の啓発と充実【重点】
- 健康教育の推進
- 母子の健康増進【重点】
- 健康増進施設の充実や施設整備の検討
- 総合健診事業の充実と継続【重点】
- 各種検診事業の充実
- 保健センターの整備充実
- 感染症予防対策の推進
- 歯科保健の推進
- 心の健康づくりの推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の推進



主要施策

- 町内の医療情報ネットワークづくりの推進
- 医療機関との連携による在宅医療の充実【重点】
- 広域連携による医療ネットワークづくりの推進
- 広域連携による救急医療体制の充実
- 広域連携による災害時医療体制の充実



3 医療保険制度の運営

現況と課題

国民健康保険の加入者は年々減少しています。特に誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指した社会保障制度改革が始まった平成27年以降は、被用者保険への移行者が増加したことで国民健康保険被保険者の減少は著しいものになり、被保険者全体の年齢構成を高くする要因となっています。

反面、医療技術の進歩による高度医療や高額薬剤の開発等により一人当たりの医療費は増加傾向にあります。

増えつつける医療費の財源確保は困難であり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を行う必要があり、持続可能な医療保険制度を構築するため、県が財政運営主体となる新しい国民健康保険制度に改正されています。

今後は、受益者負担の原則に基づいた保険税収納率の向上に努め医療保険制度に対する町民の理解を得ながら、適正な受診による医療サービスを行っていくことが最重要課題となります。

また、各種健診（検診）の積極的な受診勧奨や保健指導の充実を図ることで、病気の早期発見や早期治療はもとより、それぞれが健康づくりの意識を高め健全な心身を維持することも重要となります。

施策の方向

多様な医療需要に伴う医療費の増大が、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の運営を圧迫する状況になっていることから、医療保険制度に対する町民の意識啓発に努めるとともに、医療費適正化に向けた健康を守る保健事業などの充実強化を進めます。

(1) 国民健康保険事業の健全化の推進

- ・国民健康保険制度に対する町民の意識高揚に努めます。
- ・医療機関との連携により、多受診、重複受診世帯等に対する適正な受診指導の啓発と指導に努めます。
- ・受益者負担の原則に基づく保険税の徴収率向上に努めます。
- ・病気の予防や早期発見、早期治療に努め、医療費の抑制・適正化を図ります。

(2) 保健事業の推進

- ・健康診断、健康相談、健康教育などの予防活動の充実に努めながら、健康に対する意識高揚に努めます。
- ・より早くから健康診断に取り組むことで、病気の早期発見と自身の健康意識向上、家族での取り組みにより健康診断への意識改革を図ることを目的として早期健診介入を勧めます。
- ・健康応援事業に取り組み、健康診断受診勧奨に努めます。

主要施策

- 医療保険制度に対する町民意識の啓発
- 適正な受診指導対策の推進
- 保険税の徴収率向上対策の推進
- 保健事業の充実
- 病気予防や健康診断の充実による医療費適正化と健康づくり支援
- 健康診断早期介入事業の充実
- 健康応援事業の充実



まちづくりの政策目標 3 賑わいと元気のあるまち



第1節 未来につながる農林業づくり

本町が基幹産業として取り組んでいる農林業は、食の生産や自然環境を守る貴重な産業として、持続的に発展していくように進めていきます。

担い手の育成や経営の安定化を支援するとともに、営農を支える生産基盤の整備充実に努め、やりがいのある安定した農業づくりを進めます。

また、農地の保全や有効利用を進めるとともに、森林資源の育成や保全に努め、自然との共存の中で行われる農林業が将来に夢を描く職業となるよう支援します。

1 やりがいのある農業づくり

現況と課題

本町の農業は、豊かな水、温暖な気候、肥沃な土地に恵まれ、農地は水田・畑ともに圃場整備率は96%を超えるなど、条件が整った生産基盤のもと、施設野菜、工芸作物、畜産、米を中心に営農が展開されています。しかしながら、輸入自由化による安価な農産物の流入や過剰生産による価格低迷、環境の変化による自然災害の増加、新型コロナウイルス感染症拡大による需要減、農業資材価格の高騰など、農業経営は厳しい環境にあります。

この局面を乗り越えるためには、産地育成によるブランドづくりや付加価値の高い作物づくりが必要になります。また、農産物の価格安定や流通対策、低コスト化などによる経営の安定化を図るとともに、地域の核となる先見性をもった農業経営体の育成が必要となります。

近年、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農業就業人口や農家戸数も年々減少しており、この傾向は今後も続くことが見込まれます。

このような背景により、生産基盤である農地の維持が難しくなり、耕作放棄地が増えるなど、農業が担っている環境保全機能など多大な公益性が損なわれてくると懸念されます。

今後は定年就農や生産組織、受託組織、農業機械共同利用組合、集落営農など、様々な手法による担い手確保とともに、農地の集約・集積など担い手が経営しやすい体制づくりが重要となります。

※U I Jターン：Uターンは、進学・就職先から生まれた故郷に戻ることで、Jターンは、故郷の近くに戻ることで、Iターンは、住んだことのない土地に移住すること。転入の形態を表現したもの。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことである。担い手農業者とも呼ばれる。

一方、世界の経済・政治・文化など幅広い分野において、グローバル化が進み、人や物、情報などの交流は世界的規模で広がっています。このような流れは今後も拡大していくことが予想されます。

また、県内で多発した鳥インフルエンザや口蹄疫の教訓を踏まえ、関係機関等一丸となって防疫体制を強化することが重要な課題です。

本町農業が食料生産基地としての重要な役割を果たし、魅力ある農村づくりを行うことが課題となります。

施策の方向

農業のまちとしての特性を活かしながら、人づくり・産地づくり・畜産づくりを中心に、農畜産物の価格安定や流通対策、農地利用や農作業受委託の推進に努め、活力と魅力のある農業づくりを推進します。

(1) きらり輝く農業人づくり

- ・農業の担い手である農業後継者の育成を図るため、研修制度の充実に努めます。
- ・新規就農やU I Jターン*就農を促進するため、就農のP Rや研修、農業を始めるための環境づくりを支援します。
- ・時勢を切り拓く先進的で意欲的な経営体の育成を目指すため、認定農業者*等を対象とした研修の充実や組織の活性化を推進します。
- ・女性が主体的に農業経営や地域づくり活動に参画し、その能力を十分発揮できるよう、研修制度の充実やグループ活動の活性化を支援します。
- ・家族間で、経営方針や役割分担を取り決める家族経営協定農家数の拡大を推進します。

(2) 魅力ある産地づくり

- ・農業者や関係機関・農業団体と連携して、みやざきブランドづくりを推進します。
- ・高齢化が進む中、農作業の省力化を促進します。
- ・スマート農業技術の円滑な導入を支援し、データ等を活用した農業の実践を目指します。
- ・低コスト経営を促進するため、農業用施設や機械の共同化の支援に努めます。
- ・消費者ニーズに対応する安心・安全な作物づくりや商品価値の高い新作物導入について研究します。
- ・生産・加工・流通の一体化による付加価値の拡大、生産性向上のため、農業の6次産業化*を促進します。

(3) 経営安定の畜産づくり

- ・関係機関や農業団体と連携して、優良子牛生産のための育種価*活用による母牛改良、優良種牛の造成を推進します。
- ・地域内繁殖・肥育一貫生産を推進し、ブランド確立を目指します。
- ・高齢者の飼養管理労力軽減や担い手の規模拡大を促進するための環境整備の支援に努めます。
- ・口蹄疫発生の教訓を活かし、粗飼料の耕種農家との連携による地域内自給体制整備に努めます。

※6次産業化：1次産業を担う農林漁業者が、自ら2次産業である「加工」や3次産業の「販売・サービス」を手掛け、生産物の付加価値を高めて農林漁業者の所得を向上する取り組み。

※育種価：その牛が持っている遺伝的な能力の度合いを数字で示したもの。

- ・飼料自給率の向上と粗飼料の安定確保のため、飼料稲作付の推進に努めます。
- ・養豚については、人工授精の推進によるコスト低減・品質の向上や衛生管理の徹底による防疫の強化に努めます。
- ・養鶏については、需要動向に見合った計画生産を推進しつつ、飼養管理技術の向上に努めます。

(4) 防疫対策の充実

- ・口蹄疫、鳥インフルエンザ発生の教訓を活かし、同じ事態を引き起こすことのないよう防疫体制・対策を構築し、畜産農家や農畜産業界が安心して事業を展開できるよう関係機関と連携します。
- ・自衛防疫推進協議会の機能充実により、家畜伝染病対策についての広報、研修を行い、衛生管理の徹底及び防疫意識の高揚に努めます。

(5) 水田農業の振興

- ・次世代を見据え、地域における話し合いへの働きかけを行い、農地集約や担い手への承継がスムーズに進むよう努めます。
- ・米に代わる高収益作物の振興に努めます。
- ・耕畜連携による牧草・飼料稲の作付の推進に努めます。

(6) 価格安定対策の推進

- ・農畜産物の急激な価格低下に対応するため、国・県・農業団体と連携し、価格安定制度や収入保険事業の周知及び加入促進に努めます。
- ・輸入農畜産物に対応するため、国・県・農業団体との連携により、原産地表示による安心・安全な食糧生産やPRの推進に努めます。
- ・燃油高騰に対する省エネ型の農業生産体制の確立に努めます。

(7) 流通販売体制の充実

- ・農畜産物の販路拡大を図るため、関係機関や農業団体と連携し、市場調査や流通情報の収集・提供に努めるとともに、PR活動を推進します。
- ・関係機関や農業団体と連携し、インターネットを活用した販売戦略についての調査研究を進めます。

(8) 農地利用の推進

- ・農地の実態把握や有効利用促進のため、農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開する農地情報公開システム*の整備を図ります。
- ・農業委員会と連携し、認定農業者などの意欲的な経営体に対する農地集積を推進します。
- ・高齢化等に伴う離農者の農地が荒廃しないための対策、担い手となる中心経営体の農作業の効率化及び作業経費の低コスト化等を目指すなどの課題解決に向けた人・農地プランに基づき、農地の貸借方式による農地中間管理事業*を活用した農地の集積・集約化を推進します。

※農地情報公開システム：農地中間管理機構による農地集積・集約化を進めているため、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステム。

※農地中間管理事業：各都道府県の農地中間管理機構が、農用地等を貸したい方から、農用地等の利用集積を進めたい担い手の方へ農地を貸し付けする事業。本県では、宮崎県農業振興公社が農地中間管理機構を担っている。

(9) 農作業受委託環境整備の充実

- ・農作業の受託・委託を管理するシステムや推進する組織の活用について検討します。
- ・担い手を中心とする営農集団の育成に努めるとともに、就農希望者の農業実習の場や高齢者の農業技術を活かした継承対策について検討します。
- ・法人化により経営上・制度上のメリットを活かした効率的かつ安定的な経営を促進します。

(10) 魅力と活力のある農村づくり

- ・農業者の創意工夫や自助努力を促進するため、農畜産物の加工品づくりを奨励するとともに、常設特産品即売所の活用について検討します。
- ・農業者個人が行うインターネット販売についての調査研究や研修機会の創設を検討します。
- ・遊休農地や転作水田、離農者の農業施設や農機具などを活用し、定年就農によるいきがい農業づくりを促進します。
- ・自然とのふれあいの中で行われる農業の魅力をPRするため、農業体験ホームステイや体験農園づくりを検討します。
- ・農業情報の共有及び速やかな伝達のために、防災メールの登録促進及び活用に努めます。
- ・農家が優良農家に学ぶ体制づくりを促進します。
- ・集落営農組織の育成及び活動支援に努めます。

主要施策

- 新規就農やU I J ターン就農の促進
- 意欲的な経営体の育成対策の推進
- 家族経営協定農家の拡大推進
- みやざきブランドづくりの推進
- スマート農業の推進
- 農業用施設・機械の共同化の推進
- 農業の6次産業化促進
- 受精卵移植の推進
- 優良牛の保留対策の推進
- 家畜伝染病予防対策の推進
- 葉タバコに代わる新作物の振興
- 肉用牛の粗飼料となる飼料稲の振興
- 農畜産物の価格安定制度や収入保険事業の周知及び加入促進
- インターネット販売戦略の調査研究
- 農地情報公開システムの検討
- 農作業受委託推進のシステムと組織づくりの検討
- 農作業受託営農集団の育成と新たな受託組織の検討
- 集落営農組織づくりの支援
- 常設特産品即売所の活用
- 農産物加工品の開発
- 離職就農者に対する支援
- 人・農地プランと農地中間管理事業の推進

2 営農を支える農業生産の基盤づくり

現況と課題

本町の農業基盤となる農地面積は、水田1,672ha、畑749haとなっており、基盤整備については各種の制度事業などを積極的に活用し、90%を超える高い整備率となっています。

水田については、大型機械による生産性の向上や低コスト農業、認定農業者や農業生産法人など意欲と能力のある経営体への農用地利用集積、集団化を推進するための大区画農地の再整備、また、大雨時の湛水対策やため池等の防災対策、混住地域における用水・排水分離など、さらに推進していくことが課題となります。

畑地については、老朽化した綾川農業水利施設のうち国営で造成された施設は平成22年度までに更新されました。県営で造成された施設の更新については現在進められています。

農道については、全延長233kmのうち、令和2年度現在で68%の整備率となっていますが、今後も農作業の効率化や迅速な流通を図るため整備促進が重要です。

また、農地の高度利用を促進するための水田の客土^{*}や排水対策、畑の反転客土などの基盤整備をはじめ、土づくりも継続的な課題です。

なお、宮王丸・太田原地区、三名宮本地区、嵐田地区は、湛水防除施設^{*}が整備されていますが、この他にも川南地域の一部に湛水防除が必要な地域があります。

一方、用排水路・農道などの農業用施設を維持管理する土地改良区や水利組合では、農家の高齢化や後継者不足などで組織のぜい弱化が進行しています。組織や管理体制の見直し強化、また、土地持ち非農家の増加や耕作条件の悪い土地などの耕作放棄地対策も今後の課題です。

施策の方向

生産性向上に伴う労力の軽減と低コスト化を図るため、土づくりはもとより、大型機械に対応できる農地・農道の整備や湛水対策、用・排水対策に努めます。また、綾川二期国営かんがい排水事業が完成したことに伴い、支線である県営施設の修繕整備事業に取り組みます。

(1) 良質な土づくり

- ・クリーンセンターの良質有機質堆肥の活用による耕作物に適した土づくりを推進します。
- ・不良土壌の改善や排水対策として、反転客土や深耕事業を推進します。
- ・10アール当たりの収量増加及び品質向上のため、生産向上対策事業を推進します。

(2) 生産基盤の整備充実

- ・大型機械への対応や農作業受委託を推進するため、大区画水田の整備をはじめ、農道、用水路・排水路の整備に努めます。
- ・生産性の向上を図るため、水田地帯の湛水防除に努めます。
- ・農作業の効率化や農産物の迅速な輸送を図るため、基幹農道の整備推進に努めます。
- ・畑地帯の生産性の向上や効率化を促進するため、県営施設の修繕整備に取り組みます。

^{*}客土：ある土地になんらかの目的をもって他所から土を搬入すること。

^{*}湛水防除施設：排水水条件の悪化した地域が湛水被害を受けないように設置される施設。排水機場や排水路など。

(3) 農業用施設の維持管理の推進

- ・農道や用水路・排水路などの農業用施設は、重要な生産基盤や生活基盤であることから、地域全体の財産として維持管理する意識を高め、地域ぐるみによる農業用施設を守る運動を推進します。
- ・地域住民では対応できない農業用施設の維持補修についての支援に努めます。

主要施策

- 耕作物開発など様々な用途に繋げるためのクリーンセンターの有機質堆肥の調査研究
- 土壌の健全化となる土づくりの推進
- 大区画水田の整備促進
- 農道の整備促進
- 用水路・排水路の整備促進
- 湛水防除の推進
- 地域ぐるみ農業用施設を守る運動の推進
- 農業用施設の維持管理の推進
- 綾川かんがい排水事業支線の修繕
- 土地改良・水利組合が行う施設の維持管理に対する支援



3 特性を活かす林業づくり

現況と課題

森林の役割は、地球温暖化防止、土砂災害防止、大気浄化、生物多様性保全機能等、極めて重要となっています。このような機能を最大限に活かすため、環境や経済性を考慮し、森林を保護・整備していく必要があります。本町の民有林の経営形態は、零細規模経営が大部分であり、農業との兼業によるものが多くを占めています。

林業をとりまく情勢は、輸入自由化と為替相場の変動等による輸入木材の増加に伴い、木材の自給率の低下と価格低迷の中、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けての再造林が求められています。

しかし、近年では世界情勢の急激な変化に伴い輸入木材の減少も予測され、代わりに国産材の供給に期待が寄せられています。森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有した大切な資源です。現在、環境や社会経済の持続性が危惧される中、SDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まっており、植林、下刈、徐間伐等の森林整備の適正な実施及び木質バイオマス^{*}を活用した発電等のエコシステムの推進が重要となっています。

林業の振興には、森林経営等に高い専門性を保有している森林組合との連携が必要であり、併せて大淀川流域圏による広域的な体制整備を進めていくことが課題となります。

約200haの竹林が広がる本町では、県下有数の竹の産地であることを活かし、早出したけのこ、乾燥たけのこ、竹炭の生産が行われており、今後も竹を活かした特産林産物の振興を図っていくことが必要です。

森林は国土の保全、水資源のかん養など環境機能を担っているばかりでなく、さまざまな公益的機能を有しており、適正な管理を行いながら有効活用することが求められています。

施策の方向

厳しい林業情勢が続いていますが、将来の材木需要への対応や環境保全機能を維持するため、間伐や除伐などの森林施業の共同化や国・県の制度事業の活用をはじめ、森林組合や林業事業者との連携による森林の保育や優良材の育成の促進と森林環境譲与税を活用した新たな事業展開及び木質バイオマスエネルギー利用を円滑にする地域の体制づくりに努めます。

また、竹の産地を活かした特産品づくりを推進するとともに、竹林組合の育成に努めます。

(1) 森林の保全・保育の推進

- ・森林は環境保全機能などの公益性を有することから、森林の保全や保育についての町民意識の高揚に努めます。
- ・森林の健全な保育を推進するため、関係機関や森林組合と連携し、間伐や除伐などの森林施業の必要性について、森林所有者への周知を図ります。
- ・間伐や除伐などの森林施業の団地化を図り、共同施業による低コストの森林保育の支援に努めます。

^{*}木質バイオマス：バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）のこと。そのなかで、木材からなるバイオマスのこと。

(2) 生産基盤の整備充実

- ・立木伐採や森林保育の低コスト化をはじめ、施業の濃密化を促進するため、保育作業路の整備充実に努めます。
- ・低コスト林業経営を促進するため、高性能の林業機械の導入については国・県の制度事業の活用にも努めます。
- ・地域残材を利用した木質バイオマスの熱利用等の構築に向け、地域における合意形成等の取組支援に努めます。

(3) 特産林産物づくり

- ・地域の竹林所有者で組織する竹林組合の育成に努め、竹林保育の共同化を進めます。
- ・県下有数の竹の産地であることから、伐竹、施肥などによる竹林の保育を支援します。
- ・早出したけのこや乾燥たけのこの生産拡大による特産品づくりを支援します。
- ・竹材の有効活用や伐竹を推進するため、特産品づくり(竹炭や竹を使った日用品・酢液・竹細工など)を支援します。

主要施策

- 森林所有者に対する森林施業周知の推進
- 間伐や除伐などの森林施業の促進
- 保育作業路の整備充実
- 竹林組合の育成
- 早出したけのこや乾燥たけのこなどの特産品づくりの推進
- 竹製品の特産化の支援
- 木工教室を通じた木材利用の促進
- 県内にある既存の木質バイオマス発電を利用したエコシステム構築の推進



第2節 魅力ある商業・観光づくり

商工会の主体的な活動のもとに、人が集まる商店街づくりを進め、情熱や創造性にあふれる商業活動を展開することにより経営が安定し、魅力のある店となるような商業づくりの支援に努めます。

また、自然や歴史、特産品などの特性を活かした観光資源の活用や開発を進め、誰もが訪れたくなるようなまちづくりを進めます。

1 賑わいと魅力のある商業づくり

現況と課題

本町の市街地は、昭和46年から着手されている街路事業により、都市的な街並みが整備され、商店街の近代化を進めるとともに、土地区画整理などの住宅地整備による消費人口の増加対策に努めてきています。

しかしながら、長引く景気低迷、特にリーマンショック以降の売上減少や、現在も続く新型コロナウイルス感染症拡大による消費者の生活スタイルの変化、さらには、郊外型ショッピングセンターやコンビニエンスストアの台頭などを背景として、商店数、商品販売額、従業者数が減少傾向になってきています。このため、本町では商工業者の経営安定化を図るための融資制度や商工会の組織活動の支援に努めています。商店街は人が集まるにぎわいの場所として、町の活力や町民の元気づくりの拠り所にもなっていることから、活気のある商店街の創出に努めるとともに、快適で魅力のある商業ゾーンの整備が必要になります。

また、中小商店の経営基盤強化をはじめ、後継者の人材育成や中核となる商工会の育成も必要です。

一方、ICT社会の進展により、インターネットによる流通への対応が求められることから、情報を駆使した商業活動の取り組みが必要になります。

このように店舗の大型化や、経済のICT化が進む一方で、温もりのある対面販売やアフターサービスの充実も必要であることから、小回りが利く魅力のある店づくりも求められます。

また、超高齢社会を迎える中、交通弱者等に配慮した移動スーパーや高齢者のニーズに応える商業活動が求められるようになります。

施策の方向

商工会の組織育成のもとに、消費者ニーズを重視した魅力のある店づくりやICT社会・超高齢社会に対応する商業活動の支援に努め、自助努力、創意工夫する経営者の育成、活力のある商工会づくりを進めます。

(1) 賑わいのある商業づくり

- ・商工会への加入促進に努めます。
- ・空き地を活用した商業イベントなど、にぎわい空間の創出を支援します。
- ・商工会が主体となった集客イベントによる賑わいのまちづくりを支援します。
- ・高齢者が買い物をしやすい商業づくりに努めます。

- ・商工会と連携し、プレミアム付き商品券の発行など、町内での購買力向上の支援に努めます。
- ・空き店舗を活用した起業者支援に努めます。

(2) 魅力のある商店づくり

- ・商工会と連携し、消費者ニーズや店づくりに関する情報の収集・提供と研修機会の充実に努めます。
- ・個性的で魅力的な店づくりを支援するための制度資金の充実に努めます。
- ・特産品の開発や掘り起こしのための研究や活動の支援に努めます。
- ・商工会、金融機関などと連携し、インターネットを活用した販売戦略についての情報化研修の充実に支援します。
- ・商工会と連携し、地域通貨のデジタル化に向けて、情報収集や提供を行い支援します。
- ・環境にやさしい・超高齢社会に配慮した新しい商業サービスを活かした活動や研究の支援に努めます。
- ・活力と魅力ある店舗の創出を促進するため、店舗リフォーム事業の支援に努めます。

(3) 経営の安定化対策の充実

- ・小規模事業者の経営基盤を強化するため、商業診断や経営指導の支援に努めます。
- ・小規模事業者の経営安定化を図るため、事業資金などの融資制度の充実に努めます。
- ・若手経営者のやる気を促進するため、事業資金などの融資制度の充実に努めます。
- ・後継者の人づくり・リーダーづくり支援に努めます。
- ・小規模事業者の事業継続及び事業承継を円滑に進めるため、設備更新に要する費用の支援に努めます。

(4) 活力のある組織的商業活動の充実

- ・商業活動の活性化を進めるため、商工会が行う各種の事業を支援します。
- ・商工業の組織強化を図るため、青年部と女性部の活動を支援します。
- ・商工会の組織強化を図るため、広域連携による商工会の活動を支援します。

主要施策

- 賑わい空間の整備推進【重点】
- 主体的なイベントづくりの支援【重点】
- 主体的な魅力のある商店づくりの支援
- プレミアム付き商品券の発行等、町内での購買力向上の支援
- 地域通貨のデジタル化に向けた支援
- 空き店舗を活用した起業者の支援
- 融資制度による経営安定化対策の支援
- 商業診断や経営指導の支援
- 特産品の開発・研究活動の支援
- 商工会の組織強化の支援
- 商工会活動の支援
- インターネットを活用した販売戦略についての情報化研修の充実に支援
- 高齢者に配慮した商業づくりの促進

2 自然や歴史を活かす観光づくり

現況と課題

本町は、古墳群にみる古の文化に続き、平城・平安期の荘園制を経て、さらには江戸期に天領となり、諸県地方の商都として栄えてきたことから、いたる所に古い歴史を伝える文化財や民俗芸能などが残されています。

また、森林や清流などの自然環境にも恵まれ、レクリエーション施設などが整備されている法華嶽公園は四季の移ろいを満喫できる憩いの場として利用されています。さらに、一級河川である清流本庄川は県内有数の鮎釣り場として有名です。

近年は登山・歴史ブームなどを背景に、釈迦ヶ岳・式部岳の登山や、神社仏閣といった点在するスピリチュアルスポットなどを日帰りで楽しむ観光が流行していますが、これらのコースに、陶芸施設や農産加工施設等を合わせて線でつなぐ観光ルートの創出が課題となります。

ところで、超高齢社会を見据えた、歴史・文化・伝統などを活用する取り組みや、子どもたちの自然体験を重視した自然志向の高まりなどから、豊かな自然環境の中での、観光づくりが求められています。

本県観光の拠点ともいえる宮崎東諸県圏域にあって、本町の特性を活かした観光づくりを推進するためには、広域観光ルートとの連携も必要となります。

施策の方向

法華嶽公園や河川・山岳などのレクリエーション機能や農林業の体験機能、食の素材を活かした特産品などの活用や開発はもとより、史跡や文化財、民俗芸能、伝説などの歴史資源を活かした観光づくりのもとに、広域観光ルートとの連携を進めます。

(1) 特性を活かした観光づくり

- ・法華嶽公園の観光やレクリエーション機能の整備充実に努めます。
- ・法華嶽公園の自然を活かした大型レクリエーション施設の誘致を検討します。
- ・地域の芸術家や地場産業を活かした観光地づくりに努めます。
- ・河川への稚魚放流の推進や九州自然歩道を活用し、釣り・トレッキングなどのレクリエーション機能の充実に努めます。
- ・工芸や食材などを活かした観光特産品の開発促進に努めます。
- ・自然やレクリエーション施設、史跡や文化財、芸術家を結び付ける観光ルートを整備し、広域観光ルートとの連携を進めます。
- ・街並みに点在する古墳の観光資源としての活用を検討します。
- ・新しい観光資源の発掘や活用を図ります。

(2) 子ども学習体験型観光づくり

- ・法華嶽公園・川辺などのレクリエーション自然体験ゾーン、農林業体験ゾーン、高齢者の多い地域での田舎暮らし体験ゾーンを活用した観光づくりを促進します。

(3) 観光イベントの推進

- ・法華嶽公園での各種スポーツ大会の充実や、マルシェの開催や誘致に努めます。
- ・夏祭りやイルミネーションなどの観光イベントの育成に努めます。

- ・ 民俗芸能や伝統的な祭りの保存・活用に努め、観光的活用の促進に努めます。
- ・ 法華嶽公園内で民間が行うイベントの支援に努めます。

(4) 観光情報の発信・宣伝活動の推進

- ・ 観光協会や県央地域観光リゾート推進会議等と連携し、広域連携による観光のPR活動を推進します。
- ・ 観光地や公共施設等における観光案内版の設置等を推進し、町外の観光客の利便性向上を図ると同時に、町外に向けて情報発信に努めます。

主要施策

- 法華嶽公園の誘客対策
- 法華嶽公園を活用したイベントの推進
- 地域の芸術家や地場産業を活かした観光開発の促進
- 観光農園や体験農業づくりの促進
- 史跡や文化財の案内板やルートの整備充実
- 子ども学習体験型の観光づくりの促進
- 伝統的な祭りやイベントの継続支援
- 広域観光の推進



第3節 雇用の安定と働きやすい環境づくり

将来にわたり、活力のある産業のもとに安定した暮らしを支えるため、企業誘致による雇用の創出はもとより、町内立地企業の製品開発や市場開拓などの経営戦略を支援し、企業経営や就労の安定化を促進するとともに、多種多様な就労機会の拡大に努め、働きやすい就業環境づくりを推進します。

1 まちの活力を担う工業づくり

現況と課題

本町は、豊富な水資源や土地資源、交通の利便性を活かして、積極的に企業誘致に取り組んできており、これまでに24社を誘致し、現在18社が操業しています。

企業誘致により、就業者や製造品出荷額は飛躍的な伸びを示し、県内でも有数な工業の町となり、本町の活性化に大きな役割を果たしてきました。

ところが、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、製造品出荷額や従業者数が減少傾向にあり、町内企業の生産活動は厳しい状況となっています。

企業立地は大変厳しい状況にありますが、関連企業や、景気の影響を受けにくい食品関連企業、地域資源を活かした企業等の誘致活動を進めていくことが重要です。

また、中小企業にあっては経営の効率化はもとより、製品開発や市場開拓による経営戦略を進めるとともに、融資制度による資金の活用を図るなど、経営の安定化が求められています。

施策の方向

県などの関係機関と連携し、町内立地企業の情報収集や提供に努め、企業誘致活動を推進するとともに、企業の立地環境の整備促進に努めます。

また、関係機関や経済団体との連携により、中小企業の経営基盤対策のための制度資金の活用や製品の開発・研究の支援に努めます。

(1) 企業誘致の推進

- ・ 企業立地情報の収集に努めるとともに、町内立地企業の関連企業や下請け企業の立地ニーズの把握に努め、関係機関や企業に対し情報提供を行い、積極的な企業誘致活動を推進します。
- ・ 工場立地の候補地として、スマートインターチェンジ周辺や未利用地の有効利用促進に努めます。
- ・ アクセス道路などの企業立地環境の整備を促進します。

(2) 経営安定化の推進

- ・ 小規模事業者の経営安定化を図るため、事業資金などの融資制度の充実に努めます。
- ・ 中小企業の経営安定化を図るため、関係機関や経済団体が行う融資制度などの情報提供に努めます。
- ・ 関係機関や経済団体との連携により、中小企業の経営指導の充実に支援します。
- ・ 工業用水の確保や取付道路などの生産基盤の環境整備の支援に努めます。

(3) 製品開発や市場開拓の推進

- ・県の工業試験場や大学などと連携した製品開発を促進するため、国・県等の制度資金などの情報提供に努めます。
- ・町内企業が発注する部品や事務日用品などについて、町内の中小企業や商店による調達促進に努めます。
- ・農業の町を活かした農業用の製品開発や農産物加工品の開発、市場開拓に向けた取組を支援します。
- ・製品開発や市場開拓を支援するため、町内立地企業の交流や情報交換の機会の充実に努めます。

主要施策

- 企業誘致の推進
- 企業立地環境の整備促進
- 生産基盤の環境整備の支援
- 融資制度による経営安定化の支援
- 製品開発の支援
- 市場開拓の支援
- スマートインターチェンジ周辺や未利用地の有効利用促進



2 雇用の促進と働きやすい環境づくり

現況と課題

本町では、これまでの積極的な企業誘致により飛躍的に雇用の場が創出され、若者の移住・定住を促すなど、町民の所得向上をはじめ消費や税収の増加など大きな成果をあげてきております。

しかし、近年は景気の低迷や若者の転出などから、新規雇用や雇用の安定に影響が出ており、今後も企業誘致等による新たな雇用の創出に努めることが重要になります。

このため、職業安定所などの関係機関や企業との連携をさらに強化するとともに、求人情報や就職情報の収集・提供に努めながら、人材を確保していくことが重要となります。

このような雇用の安定化とともに、働きやすい環境づくりや多種多様な就業機会の創出などが求められます。また、町外からの就業者が見込まれることから町内への定住を促進していくことも必要です。

施策の方向

企業が求める人材の確保を図ることはもとより、生きがいをもって働き、安定した生活をおくることができるように、女性や障がい者、高齢者の雇用を促進するとともに、就業者の住宅環境や職場における人権尊重の意識づくりなど、働きやすい環境づくりに努めます。

(1) 雇用の促進と就労の安定

- ・職業安定所との連携による求人情報や就職情報の収集・提供に努め、ふるさと就職説明会や人材バンクなどを活用するなど、人材の確保に努めます。
- ・生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者や障がい者の就業機会の創出を企業に要請します。
- ・女性の社会進出に対応するため、男女雇用の機会均等の確保や女性が働きやすい環境づくりに向けた意識の高揚を企業に要請します。
- ・立地企業に対する町民雇用の促進に努めます。

(2) 勤労者の福利厚生の実施

- ・勤労者の雇用保険や社会保険などの福利厚生や労働安全衛生などの充実を図るため、関係機関との連携のもとに企業への要請に努めます。
- ・就業者の町内定住に向けて、住宅環境の整備促進に努めます。
- ・中小企業が行う共済制度加入を促進するための支援に努めます。

主要施策

- 人材確保の推進【重点】
- 高齢者や障がい者の雇用の促進
- 雇用奨励金による町民雇用の促進【重点】
- 男女雇用の機会均等の促進と意識づくりの推進
- 福利厚生や労働安全衛生の実施
- 中小企業退職金共済加入に対する支援の実施
- 定住促進住宅の活用



まちづくりの政策目標 4 自然と共生する安全・安心のまち



第1節 自然を未来に残せるふるさとづくり

森林や河川、田園などの豊かな自然を町民の財産として、みんなで大切に守り育てることはもとより、ふれあい、そして活用することにより、自然と共生していくふるさとづくりを進めていきます。

1 自然保護の啓発

現況と課題

森林や河川、動植物などの自然は、社会経済の発展に相反して損なわれてきており、近年では地球規模での環境問題となってきました。

本町には、町土の約6割を占める森林や12本の主要河川があり、流域には約2,500haの田園が広がるなど、恵まれた自然環境に包まれています。

これまで私たちに安らぎを与えてくれていた清流本庄川や森林・田園の景観は、時代の変化に伴い年々失われつつあることが憂慮されています。

そのため、これらの豊かな自然は、私たちが生活を営む中で、貴重な財産であることを改めて理解し、保護することで次世代に引き継いでいくことが課題となります。

施策の方向

本庄川の保全をはじめとする河川を守る取組や森林などの緑を守る取組を町民みんなで進めるとともに、自然保護の意識づくりに努めます。

(1) きれいな清流づくり

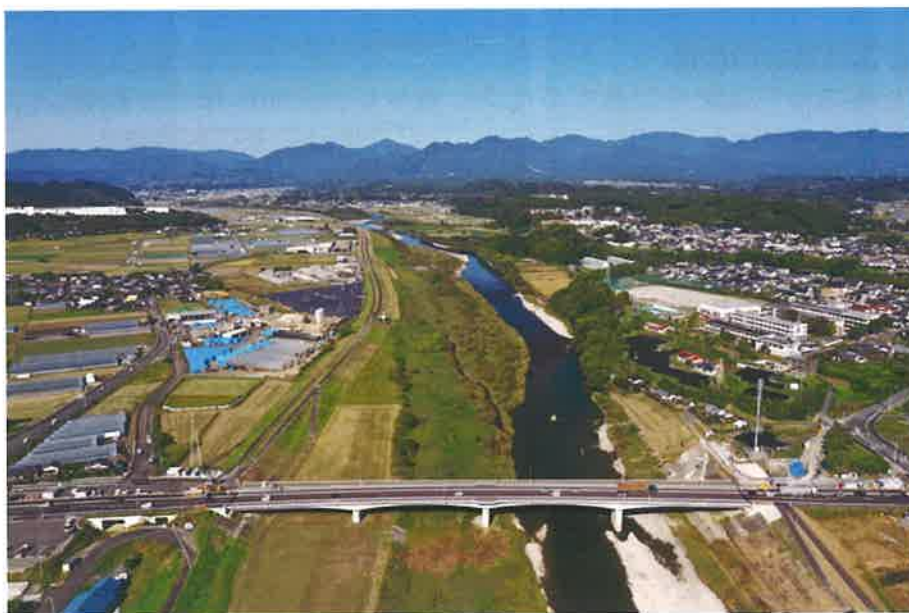
- ・一級河川「本庄川」を守るための町民運動づくりに努めます。
- ・大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会などの関係機関との連携による河川浄化イベントの促進や関心の高まっている海洋プラスチックごみ問題の啓発等に努めます。
- ・ボランティア参加による町民ぐるみの美化運動を推進するため、クリーン国富の充実に努めます。
- ・水質に対する町民の保護意識を高め、河川浄化等推進員による河川環境の巡視を行い、生活雑排水や経済活動による水質汚濁防止に努めます。
- ・河川改修については、防災面に十分配慮しながら自然にやさしい川づくりに努めます。

(2) 美しい森林や田園空間の保全

- ・ 森林開発や農地開発については、森林法や農地法を遵守し、開発の適正指導に努めます。
- ・ 上流域と下流域の住民との連携のもとに、森林の保護意識やごみの投げ捨て禁止の町民運動づくりに努めます。
- ・ 森林や農地の荒廃防止を促進するため、所有者や耕作者に対する適正管理や保全の意識づくりに努めます。
- ・ 巨木、古木、名木などの樹木や天然林の保全に努めます。

主要施策

- 町民ぐるみの自然保護運動の推進
- 本庄川をはじめとする河川の保全対策の推進
- クリーン国富の推進
- 水質汚濁防止対策の推進
- 森林や農地の保全運動の推進
- 巨木・古木・名木の調査と保全の推進



2 自然との共生づくり

現況と課題

本町の恵まれた自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、自然に親しみ楽しむことも必要です。

豊かな自然が広がる法華嶽公園周辺には、国有林等を資源とする山岳空間があります。また、本庄川に代表されるせせらぎ空間、農林業の体験空間など、自然を活用した共生づくりが求められます。

このような特性を活かして、登山や魚釣り、川遊び、キャンプなど自然を活用したレクリエーションや憩いの場としてのふれあい空間づくりが課題となります。

このような中、本庄川周辺の豊かな自然環境、オープンスペース等の河川空間を活用して本庄川と深年川の合流部付近に桜並木や四季を彩る花の空間を創出すると共に、軽トラ市等のイベントを開催し賑わいを創出するため、本庄橋や森永橋周辺に水辺拠点の整備を進めます。

さらに、本庄川周辺やかわまちづくり事業の整備箇所（本庄川と深年川合流部から綾町壱道地区）には、サイクリングコース（綾宮崎自転車道）も整備されていることから、近隣市町村も視野に入れた交流人口の増加を目指します。

施策の方向

自然保護意識を高めるためには、自然に親しむ環境づくりが必要なことから、自然の中での遊びやふれあいづくりを促進するとともに、森林や河川を活用したレクリエーションを楽しめる空間づくりを進めます。

(1) 自然とのふれあいの促進

- ・子どもたちの自然体験を促進するため、青少年育成団体などと連携し、法華嶽公園でのレクリエーションや登山、清流遊びなどの機会拡充に努めます。
- ・校外学習の場として、法華嶽公園の利用促進に努めます。
- ・河川敷を活用したレクリエーションの普及に努めます。

(2) 緑や水辺のふれあい空間づくり

- ・法華嶽公園を自然と親しむ憩いの場として、緑や花があふれる快適空間づくりを進めるとともに、レクリエーション機能の整備充実に努めます。
- ・スポーツやレクリエーションが楽しめる河川敷の整備充実に努めます。
- ・美しい空間づくりとして、地域住民が主体的に取り組める、町花コスモスの植栽を支援します。
- ・散歩やエクササイズ、ウォーキングが楽しめる堤防の活用促進に努めるとともに、桜植栽による景観づくりを促進します。
- ・国富スマートインターチェンジからアクセス性の高い本庄川・深年川を活用し、桜並木や季節の花の空間の創出やイベント開催などを行うことによる新たな賑わいづくりを推進します。
- ・本庄川の豊かな恵み（瀬淵、歴史文化）を活かした伝統的な漁業や環境学習が体験可能な拠点づくりを促進します。
- ・綾宮崎自転車道や本庄川の資源を活用し、新たなサイクリング拠点、水辺拠点の整備、イベント開催等により町内外の交流人口増加を目指します。

主要施策

- 法華嶽公園を活用した自然体験活動の推進
- 校外学習の場としての法華嶽公園施設の利用促進
- 法華嶽公園のレクリエーション機能の整備充実
- 河川敷のスポーツ・レクリエーション機能の整備充実
- 地域住民主体による花があふれるふるさとづくりの促進
- 桜植栽による景観づくりの促進
- かわまちづくり事業の推進



第2節 みんなで築く資源循環型社会づくり

ごみの減量化や4R※（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に取り組む意識の高揚を図り、みんなで実践する地域社会づくりに努めます。

また、地球の温暖化防止はもとより、環境にやさしい暮らしづくりや産業づくりに努め、みんなで取り組む循環型社会を目指します。

1 ごみの減量化とリサイクル

現況と課題

ごみは、生活水準の向上や産業の発展とともに多種多様化し、処理経費の増加や環境への悪影響が大きな問題となっており、減量化や資源化を進めることが重要な課題となっています。

本町では、生ごみについてはクリーンセンターで堆肥還元され、その他のごみについても資源化が進んできています。アルミ缶・鉄くず等の金属類や、びん・ペットボトル・プラスチック等はリサイクル処理されています。町民・事業所・行政が連携して、みんなでごみの減量化や資源化をさらに推進していくことが必要です。

また、ごみ処理経費は大きな財政負担になってきていることから、ごみ処理の有料化は今後の検討課題の一つです。

施策の方向

ごみ処理に対する町民の意識の高揚に努め、分別処理の周知や地域ぐるみのリサイクル運動に取り組むことにより、ごみの減量化を推進します。

(1) 町民意識の啓発

- ・環境への影響問題やごみ処理のコスト高、リサイクル法などに関するごみ知識の周知徹底を図るなど、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の啓発に努めます。
- ・各種の地区座談会などを活用し、ごみ対策の研修の実施に努めます。
- ・関係機関や関係団体、民間組織などとの連携により、事業所に対するごみ処理対策の研修や意識の向上に努めます。
- ・ごみの不法投棄防止の啓発や指導の充実に努めます。

(2) ごみの減量化対策

- ・ごみの減量化について、事業所・町民の意識改革に取り組みます。
- ・可燃・不燃ごみの分別収集、資源ごみの多分別化を促進し、ごみの減量化に努めます。
- ・事業者によるトレイ・びん・缶など使い捨て商品自主回収の促進に努めます。
- ・ごみ減量化対策として、ごみ処理の有料化についての検討を行います。

※4R：リフューズ（不要なものは買わない）、リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の頭文字のRを意味する資源循環型社会を目指すための標語。

(3) 資源物のリサイクル対策

- ・リサイクル品の分別や回収方法について、先進事例など調査研究を進めます。
- ・広域処理を推進するため、エコクリーンプラザみやぎの活用を図ります。

主要施策

- ごみ処理知識の周知やごみ問題意識の啓発
- ごみの不法投棄防止の啓発・指導の充実
- ごみ減量化の推進
- 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）等の促進
- 食品ロス問題の啓発
- 事業者の自主回収の促進
- 地域ぐるみリサイクル体制の充実
- ごみ処理有料化の検討



2 廃棄物の適正処理

現況と課題

可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理については、エコクリーンプラザみやざきを管理運営している宮崎市に処理業務を委託し、生ごみはクリーンセンターにおいて堆肥化処理しております。

不燃ごみのうち、土砂・コンクリート片・破碎不燃物などについては、管理型の一般廃棄物埋立処分場で処理しています。

公共下水道や合併処理浄化槽の普及により、年々し尿の処理量は減少し、逆に浄化槽汚泥の処理量は増加しています。産業廃棄物は、県許可を受けた産業廃棄物処理業者において処理されています。不法投棄や焼却などの違法行為については、厳しい取り締まりや排出業者等への適正処理の指導を継続していく必要があります。

施策の方向

可燃ごみや資源ごみ等についてはエコクリーンプラザみやざきでの処理を推進し、不燃ごみのうちガレキ等の処理については管理型の一般廃棄物埋立処分場における処理を促進します。

産業廃棄物については、県と連携し適正な廃棄物処理の指導に努めます。

(1) 一般廃棄物の処理対策

- ・可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ・資源ごみの分別についての町民意識の高揚や指導に努めます。
- ・エコクリーンプラザみやざきの適正な利用を促進し、ごみのリサイクルに努めます。
- ・生ごみについては、クリーンセンターの活用により、堆肥としての資源化に努めます。
- ・ガレキ等破碎物・破碎不燃残渣等は一般廃棄物埋立処分場における適切な利用促進に努めます。
- ・事業系の一般廃棄物については、適切に処理するよう排出事業所の指導に努めます。

(2) 産業廃棄物の処理対策

- ・不法投棄や不法焼却防止のための監視強化や適正処理のための指導・啓発に努めます。
- ・排出業者や産業廃棄物処理業者が設置する最終処分場については、県と連携し、関係住民の同意や周辺環境に配慮するなどの指導に努めます。

(3) し尿処理の適正化・効率化の推進

- ・公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽による適正なし尿処理に努めます。

主要施策

- エコクリーンプラザみやざきの適正な利用促進
- 一般廃棄物埋立処分場の適切な利用促進
- クリーンセンターによる生ごみの堆肥資源化の推進
- 不法投棄に対する対策の拡充



3 環境に配慮したやさしい地域社会づくり

現況と課題

利潤追求型で進められてきた社会経済活動は、地球温暖化や大気汚染などの環境問題を招き、世界中でその対策が協議されています。

温室効果ガス削減に向けた国際枠組み「パリ協定」の発効や「2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現（温室効果ガス実質ゼロ）」宣言など、環境問題における情勢は複雑かつ多様化してきています。

これらの問題は、私たちが暮らす地域社会でも、日常生活の中で様々な形となって、身近な問題として深く関わってきています。

このような中、本町では公共下水道への接続促進、また、公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置普及にも努めています。

今後に向けては、地球温暖化防止、省エネルギーやクリーンエネルギーへの取り組み、水質や土壌の浄化など、みんなが環境に配慮した日常生活や産業活動に努めていくことが必要です。

特に省エネルギー機器の導入や太陽光などの再生可能エネルギーの有効利用は効果的であり、太陽光発電パネルの公共施設への設置も進められています。

また、民間企業との連携事業で庁舎への太陽光発電システムと電気自動車を導入し、災害などで停電した際に電気自動車から給電できる取組も進めています。

施策の方向

地球環境にやさしい暮らしを理念に、公共下水道や合併処理浄化槽による水質保全に努め、併せて環境に配慮した農業・商業・工業などの経済活動を展開します。

また、太陽光発電などクリーンエネルギーの利用促進に努めます。

(1) 地球環境問題への対応

- ・地球環境問題に対する情報の収集・提供に努め、町民の意識の高揚に努めます。
- ・クリーンエネルギー車の導入や普及促進に努めます。
- ・CO₂削減による地球温暖化防止対策に努めます。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

(2) 省資源・省エネルギーの促進

- ・町民や事業者に対する省資源・省エネルギー意識の高揚に努めます。
- ・太陽光発電パネルや蓄電池の普及促進に努めます。

(3) 公共下水道への接続促進及び設備等の維持管理

- ・未接続世帯に対する公共下水道への接続促進に取り組むとともに、財源の確保に努めながら健全な事業運営に努めます。
- ・耐用年数の経過に伴う設備等の更新及び修繕は、計画的かつ効果的に行い、経費の節減に努めます。
- ・公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置普及に努めます。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素の放出と吸収が相殺されている状態。

(4) 環境にやさしい産業の推進

- ・事業所に対する公害防止の意識の高揚を図るとともに、公害防止協定の締結や水質検査の実施など指導の充実に努め、環境にやさしい生産活動を促進します。
- ・事業所、消費者との連携により、過剰包装しない商品販売の実践運動を促進します。
- ・クリーンセンターを活用した有機質堆肥の土づくりや畜産糞尿の適正処理を推進します。
- ・塩化ビニールやポリフィルムなどの農業廃棄物については、農業者と関係機関や関係団体の連携による適正処理に努めます。
- ・土壌消毒剤の使用については、適正な取り扱いの遵守を指導するとともに、大気や土壌の汚染防止対策に努めます。

主要施策

- 地球環境問題に対する意識づくりの推進
- クリーンエネルギー車の導入や普及促進
- CO₂削減等(カーボンニュートラル)による温暖化防止対策の推進
- 太陽光発電パネルや蓄電池の普及促進
- 公共下水道への接続促進対策
- 合併処理浄化槽の設置普及
- 公害防止意識の高揚や監視体制の充実
- 環境保全型農業の推進



第3節 安全で快適な生活空間づくり

町民が快適に暮らせる生活環境づくりを進めるため、自然環境保護と経済活動が両立する土地利用、道路などの整備、生活の拠点となる住宅環境の整備等を進めます。
また、事故や犯罪、災害のない安全・安心に暮らせる地域社会づくりに努めます。

1 計画的な土地利用

現況と課題

本町の土地状況は、森林が過半数を占め、次いで農用地、宅地、道路、水面の順となっており、近年は道路網の整備や住宅用地の増加などによる都市化が進んでいます。

このように、都市的土地利用ニーズが高まる中、都市計画区域の設定により市街化区域と市街化調整区域に区分し、開発の推進や抑制により全体の調和を図ってきています。

また、農業振興地域の設定を行い、優良農用地の保全を図るとともに、森林開発を抑制するなど、秩序ある土地利用にも努めています。

町土は限りある貴重な財産であることから、今後も自然環境との共生を図りながら、快適な生活空間の形成や産業基盤としての土地資源の有効利用を図り、暮らしを支える安全で住みよい土地利用を進めていくことが重要です。

現在、町土の実態を把握するため、国有林を除いた86.95km²を対象として地籍調査を進めていますが、調査済面積は令和2年度で55.4km²となり、63.7%の進捗率となっています。早期完了を目指し円滑な地籍調査を推進していきます。

施策の方向

国富町国土利用計画、都市計画、農業振興地域整備計画、森林整備計画などの土地利用計画に基づき、自然環境との共生のもとに、地域の特性を活かしながら、暮らしを支える有効な土地利用を進め、安全で住みよいまちづくりに努めます。

(1) 秩序ある土地利用の計画的な推進

- ・第6次総合計画の基本構想に基づく土地利用に努めます。
- ・土地開発については、国土利用計画法、都市計画法などの関係法をはじめ、本県や本町の土地開発に関する指導要綱などに基づき、秩序ある土地利用の指導に努めます。

(2) 自然保護的土地利用の推進

- ・森林のもつ水資源のかん養、大気や水質浄化、緑の空間などの公益的機能の保全に努めるとともに、町民に親しまれる保健休養林の場としての整備に努めます。
- ・飲料水や農業・工業用水として貴重な水資源を提供する河川や池などの保全に努めます。
- ・防災機能を担う森林や河川、農用地などの保全・活用に努めます。

(3) 農林業的土地利用の推進

- ・優良農用地は、農業生産の基盤としての有効活用に努めるとともに、農業を支える農道、用・排水路などの土地改良施設としての土地利用を進めます。
- ・人工林は、国土保全としての機能を図りながら、木材生産などの経済的機能を有する森林としての活用に進めます。

(4) 都市的土地利用の推進

- ・居住人口を誘導する区域として、市街化区域の土地利用を進めます。
- ・工業用地の確保については、自然環境や農林業との調和を図りながら進めます。
- ・上水道や下水道、道路、消防・防災施設などの社会資本整備については、計画的かつ効率的な土地利用のもとに進めます。
- ・公共施設用地の確保をはじめ、史跡や文化財の保全、防災空間などの土地の有効利用に進めます。

(5) 地籍調査の推進

- ・町民の理解と協力のもとに、財源の確保を図りながら、計画的かつ円滑な地籍調査の推進に進めます。
- ・土地の位置・形状・所有・利用状況の管理や多目的な活用を図るため、土地情報のシステム化を推進します。

主要施策

- 各種土地利用計画の見直し
- 計画的かつ円滑な地籍調査の推進
- 地理情報システム*などを活用した土地情報化の推進



※地理情報システム（GIS）：（Geographic Information Systemの略）地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工して視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

2 快適な道路・地域交通網づくり

現況と課題

本町では、従来から県道を幹線として、町道や生活道路のネットワーク整備に努めてきており、舗装・改良率は県内でもトップクラスとなっています。しかし、人家の多い学校周辺においては通学路の未整備箇所が残っており、安全で安心して通行できるみちづくりが喫緊の課題となっています。

また、産業、観光、文化等の発展を図る上で国富スマートインターチェンジの開設により、東九州自動車道の4車線化の促進や周辺交通網の整備、さらには広域的な医療・防災拠点につなぐアクセス道路整備促進などが課題となっています。

橋梁については、長寿命化修繕計画をもとに、従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕や計画的な架け替えを行い老朽化に対応する必要があります。

町民の大切な公共交通機関である路線バスについては、人口減少や少子高齢化さらにマイカー利用の増加に伴い年々利用者が減少しておりますが、通勤や通学、通院など日常生活の交通手段として大きな役割を担っています。

今後は、デマンド型乗合タクシーなど町民に寄り添った身近な公共交通機関の充実や交通弱者に対する生活に必要な交通手段の確保を図ることが課題となります。

施策の方向

幹線道路の未整備区域の早期完成、国富スマートインターチェンジの利用促進、東九州自動車道の4車線化の促進及び周辺交通網の整備、広域交通網として医療・防災拠点へのアクセス道路整備促進など、交通ネットワークの整備促進に努めます。

また、橋梁の長寿命化推進に努めます。

さらに、生活に密着した道路の整備や地域の実情に応じた交通手段の確保・充実を図ります。

(1) 交通ネットワークの整備促進

- ・ 県道の未整備路線の早期完成、歩道未設置路線の解消や交差点改良を促進し、渋滞緩和や安全確保の促進に努めます。
- ・ 国富スマートインターチェンジの利用促進、東九州自動車道の4車線化の促進及び周辺交通網の整備に努めます。
- ・ 医療・防災拠点へのアクセス道路の整備促進に努めます。
- ・ 幹線道路と連携する町道の整備に努めます。

(2) 生活道路の整備充実

- ・ 集落間を連絡する町道の拡幅や歩道の整備に努めます。
- ・ 生活に密着した道路などの整備充実に努めます。
- ・ 通学路の安全確保に努めます。

(3) 橋梁の維持補修

- ・ 橋梁の長寿命化を図るための修繕計画を策定します。
- ・ 長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の安全対策に努めます。

(4) 公共交通網の整備促進と充実

- ・バス路線の存続を図るため、バス利用の向上に努めます。
- ・バス路線の存続を図るため、赤字バス路線対策を推進します。
- ・公共交通機関の路線外地域の解消対策として、デマンド型乗合タクシー[※]運行の充実を図ります。

主要施策

- 県道の未整備路線、歩道未設置路線の解消及び交差点改良の整備促進
- 医療・防災拠点へのアクセス道路の整備促進【重点】
- 国富スマートインターチェンジの利用促進、東九州自動車道の4車線化の促進及び周辺交通網の整備
- 県道木脇高岡線の整備促進
- 幹線道路と連携する町道の整備充実
- 集落間連絡道や集落内の生活道路の整備充実
- 通学路の安全確保【重点】
- 橋梁の長寿命化推進【重点】
- バス路線存続対策の推進
- デマンド型乗合タクシーの充実



※デマンド型乗合タクシー：バスとタクシーの両方の良いところを兼ね合わせた市区町村が運営する公共交通機関のこと。具体的には、タクシーが持つドア・ツー・ドアによる送迎の利便性、バスが持つ乗合による低価格という特徴を上手にミックスさせている。本町では令和3年10月から試験運行を開始。

3 快適な住環境づくり

現況と課題

本町では、これまで人口の増加対策や定住を促進するため、六日町・新堀地区の土地区画整理事業に取り組んできました。また、民間の住宅用地開発も進んできたことから、一戸建住宅は年々増加し、さらに県営・町営住宅の整備や定住促進住宅、民間のアパートの整備など住環境が改善されています。

しかしながら、人口は減少傾向にあることから、今後は空き家、空き地の増加が予想され、人口減少対策や定住化促進対策としても、空き家、空き地の適正な管理や有効な利活用を含めた都市計画等に基づく住環境づくりが課題となります。

また、公営住宅については良好な住環境を維持しつつ、老朽化した小規模団地の建て替えや、定住促進住宅の活用などが課題となってきます。

生活に欠かすことのできない重要なライフラインである水道は、「安全で安心な水」の常時安定供給に努めていますが、人口減少や節水機器の普及等により給水収益面では厳しい状況にあります。

今後、設備等の更新による有収率の向上や新たな未収金発生抑制、経費の削減等に努めながら、経営基盤の安定化を図っていくことが課題となります。

施策の方向

将来予想される空き家、空き地の増加に対応するため、適正な管理や有効な利活用を推進します。また、都市計画に基づき、快適な住環境整備に努めます。

さらに、安全で安心な水を安定的に供給するため、設備等の計画的な更新及び修繕を進めながら、健全な公営企業会計の運営に努めます。

(1) 住みよい居住空間の創出

- ・ 空き家・空き地の増加に伴い、空家等対策計画を推進し、良好な住環境の維持に努めます。
- ・ 都市計画区域は、都市計画マスタープラン*・立地適正化計画*に基づいた快適な住環境づくりに努めます。
- ・ 都市計画区域外で建築可能な土地については、自然環境や農林業との共生のもとに、人口減少対策としての定住促進に基づいた宅地化に努めます。
- ・ 宅地開発については、各種の土地利用計画や開発要綱などとの整合性を図りながら、公園、緑地、防災上の避難場所など、開発技術基準に基づき、快適な居住空間の整備に努めます。
- ・ 公営住宅については、屋根防水や外壁塗装など長寿命化を目的とした環境整備に努めるとともに、老朽化住宅の建て替えなど快適な居住環境づくりを推進します。

(2) 水道水の安定供給

- ・ 施設の適正な運営と有収率対策に取り組み、水道水の安定供給に努めます。
- ・ 災害に強い施設の整備に取り組み、ライフラインの強化に努めます。
- ・ 限りある水を大切にする意識づくりを図るとともに、安全でおいしい水のPRや普及に努めます。
- ・ 社会情勢の動向を見据えながら計画的な施設整備や効率的な経営のもとに、健全な公営企業会計の運営に努めます。

主要施策

- 空家等対策計画の推進
- 都市計画マスタープラン・立地適正化計画に基づく快適な住環境づくりの推進
- 公営住宅の快適居住環境づくりの推進
- 耐震性の高い送水管・配水管布設の整備推進【重点】



※都市計画マスタープラン：市町村の都市計画 に関する基本的な方針。

※立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして 位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

4 快適な生活空間づくり

現況と課題

市街地は、町民が買い物を楽しみ、賑わう憩いの場であり、まちの活力の源となるエリアであることから、魅力的で快適な空間を整備していく必要があります。

本町の市街地は、馬の背型の台地に広がる街並みであることから、横の広がりやを創出することが課題となり、併せて、魅力のある空間を演出するためには美しい街並みを意識することも求められます。

農村部においては、田園と調和した安らぎのある生活空間となっていますが、近年は過疎化が進んでいる集落も多く、全国的な少子高齢社会の問題と共にさらに加速していくことが予想されます。

このため、都会にはない安らぎや潤いのある生活空間で、住みたくするような魅力のある美しい環境を創出することが課題となります。

また、町営墓地公園の整備充実をはじめ、火葬場の健全な管理や施設の維持補修も必要になります。

施策の方向

賑わいのある魅力的な市街地の創出をはじめ、緑や花があふれる美しい地域づくりを促進します。

また、定年就農者や子育て世帯が住みやすい環境の創出で活力のある農村づくりを促進します。

さらに、道路や公園、建物などのユニバーサルデザイン*化を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

(1) 快適で魅力のある市街地の創出

- ・にぎわいの空間を創出するため、イベント広場やミニ公園の整備促進に努めます。
- ・すっきりとした空間を創出するため、街路樹の管理に努めるとともに、電線等の地中埋設について検討します。
- ・市街地の空き店舗や空き家の把握や有効利用の促進に努めます。
- ・市街地排水路の整備促進に努めます。

(2) 安らぎや魅力のある農村空間の創出

- ・地域住民による沿道美化や緑化、花による景観整備の自主的な展開を促進します。
- ・遊休農地や転作田などを活用し、地域住民の自主的な展開で美しい農村景観づくりの創出を促進します。
- ・定年就農者や新規就農者の農村定住の促進に努めます。
- ・子育て世帯が定住しやすい農村環境づくりを推進します。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、文化、障害の有無などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

(3) 人にやさしい生活空間の創出

- ・段差のない歩道づくりや誘導ブロックの整備促進に努めます。
- ・高齢者や障がい者にやさしい公園や建物などの公共施設づくりを推進します。
- ・民間の事業者に対して、ユニバーサルデザインに考慮した施設整備の啓発に努めます。

(4) 墓地公園・東諸葬祭場の運営

- ・墓地使用に対する町民ニーズを把握し、墓地公園内の区画の整備を図ります。
- ・墓地公園の環境美化に努め、利用者に親しまれる墓地公園にします。
- ・東諸葬祭場については、健全な管理運営や営繕に努めるとともに、設備の更新についても検討します。

主要施策

- イベント広場やミニ公園の整備促進
- 電線等の地中埋設の検討
- 沿道美化や花による景観整備など地域住民の自主的な展開促進
- 定年就農者や新規就農者の農村定住の促進
- 道路や公園等の公共施設のユニバーサルデザイン化の推進
- 東諸葬祭場設備更新の検討



5 安全・安心な地域社会づくり

現況と課題

令和2年の県内の犯罪発生件数は3,694件で、内訳を見ると窃盗犯が多くを占めています。が、その他の刑法犯も含めて発生件数は年々減少しています。

本町においても、日頃から関係機関や防犯協会などと連携して、地域ぐるみによる防犯活動の推進や防犯意識の高揚を図ることが必要です。

また、県内の交通事故の発生件数は年々減少傾向にありますが、高齢者の交通事故の割合は高い状況にあります。

超高齢社会を迎えた本町において、交通事故の更なる減少を図るためには、道路利用者が高齢者などを守る「人優先」の交通安全思想に基づいて行動することが大切です。

このため、交通安全施設等の整備充実を図っていくことはもとより、幼児から高齢者まで常に交通安全意識を喚起し、関係機関と一体となった町民ぐるみの交通安全運動の展開が課題となります。

施策の方向

地域ぐるみで犯罪や青少年非行の防止を推進するとともに、交通安全運動の展開や交通危険箇所の解消に努めるなど、安全で安心できる地域社会づくりを進めます。

(1) 地域安全対策の推進

- ・関係機関との連携により、犯罪に対する情報の収集・提供に努めるとともに、施錠の習慣や不審者の通報などを啓発し、犯罪の未然防止や町民の防犯意識の高揚に努めます。
- ・関係機関、青少年育成団体、学校との連携により、青少年非行の実態を地域や家庭に周知するとともに、地域での監視や巡回パトロールなどを行い、青少年の非行防止に努めます。
- ・児童生徒の下校時に合わせた青色防犯パトカーによる見守り運動を推進します。
- ・夜間の犯罪防止や地域住民の安全を確保するため、照明灯や防犯灯の設置を促進します。

(2) 交通安全対策の推進

- ・地域、学校、職場などにおける交通安全教室の開催をはじめ、交通弱者である幼児・児童・生徒・高齢者・障がい者に対する交通安全教育の充実に努めます。
- ・広報紙や防災情報メール・戸別受信機、各種会合の機会を利用して交通安全意識を喚起し、町民意識の高揚に努めます。
- ・地域や学校における街頭指導を行うなど、地域ぐるみ交通安全運動を展開します。
- ・関係機関、地域、学校との連携により、交通危険箇所の把握に努め、地域住民に対する危険箇所の周知や安全対策に努めます。
- ・交通危険箇所については、交通安全施設の整備をはじめ、道路・歩道の整備などを計画的に推進します。
- ・高齢者の交通事故防止対策として、自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」や「運転免許自主返納者」の促進に努めます。

主要施策

- 地域ぐるみ防犯運動の推進
- 自主防犯・防災組織づくりの推進
- 防犯灯設置の推進
- 交通安全教育の充実
- 地域ぐるみ交通安全運動の推進
- 交通安全施設の整備促進
- 高齢者の交通事故防止対策の推進



6 消防・防災体制の整備充実

現況と課題

本町の常備消防は宮崎市消防局に業務委託しており、自治消防団との連携を図りながら、消防防災活動を行っています。

近年、地域連帯感の希薄化が進み、消防団員の確保が難しくなっています。魅力ある消防団づくりや士気の高揚を図るとともに、有事の際に迅速に対応できる消防施設の整備充実が課題となるほか、民間の住宅用地開発による住宅の増加から、消防水利の増設や耐震性の強い防火水槽も必要となっています。さらに、日頃から火災予防に対する住民意識の高揚を図ることも必要です。

災害に対しては、地域における災害予防、災害時における応急対策や復旧対策など、地域防災計画に基づく防災体制が整備されているものの、平常時においても緊急な災害に対する備えが必要です。

このため、日頃から防災訓練などを通して、町民の防災意識の向上や地域ぐるみの防災対策を進め、災害危険箇所の点検とともに治山・治水対策や住宅混住地域における避難場所などの確保が課題となります。

なお、大災害に対しては、宮崎東諸県圏域で応援協定が締結されていますが、広域的な防災訓練など、さらなる連携強化が求められます。

施策の方向

町民に対する火災予防や防災意識の高揚に努めるとともに、消防団の機動力向上や耐震性の高い防火水槽の整備をはじめ、救急・救助体制の強化や災害に強い防災体制の整備充実に努めます。また、平成17年の台風14号の教訓や、近い将来起こりえる大地震を想定した防災体制の整備充実に努めます。

(1) 火災・災害予防の推進

- ・町民に対する防災知識の周知や防災訓練などを通して、防災意識の高揚に努めます。
- ・初期消火徹底のため、家庭や事業所での消火設備の充実を促進するとともに、住宅用火災警報器の普及促進、地域住民への消火栓取扱説明会やホース格納庫の拡充に努めます。
- ・災害危険箇所の点検を行うとともに、地域住民への周知を図ります。
- ・高齢者等の災害時要援護者を支援するため、地域コミュニティの醸成を促進します。
- ・自主防災組織の活動支援や防災士の育成に努めます。

(2) 消防体制の充実強化

- ・魅力ある消防団づくりのため、団員の親睦強化、団員家族に対する理解支援、町民が参加できるイベントの開催による消防活動PRに努めます。
- ・団員確保のため、地域住民や事業所に対する消防活動への理解や協力を求めます。
- ・操法訓練や移動消防学校、機械器具の定期点検などを通して、団員の消防知識や技術の向上に努めるとともに、士気の高揚を図ります。
- ・消防装備の計画的な更新を図り、消防団の機動力向上に努めます。
- ・40トン以上の耐震性地下式防火水槽を拡充するとともに、消火栓の整備充実に努めます。
- ・宮崎東諸県圏域と連携し、常備消防の機動力や救急・救助体制の強化に努めます。

(3) 防災体制の整備充実

- ・土のう、杭、毛布、非常食などの防災資機材の常備に努めます。
- ・地震や延焼火災に備え、避難場所となる公園、緑地、広場などのオープンスペースの確保に努めます。
- ・地域防災計画に基づく防災体制の充実はもとより、大規模災害や、短時間豪雨など、自然現象の変化による新たな災害に耐えうる防災体制の充実に努めます。

(4) 治水・治山対策の推進

- ・災害危険箇所の監視体制の強化や防災工事などの整備に努めます。
- ・河川流域の安全性を高めるため、深年川、三名川、北俣川の改修の促進に努めます。

主要施策

- 火災・災害に対する町民意識の高揚【重点】
- 地域住民による初期消火活動の促進
- 浸水や大地震への防災体制強化【重点】
- 耐震性防火水槽や消火栓の整備充実【重点】
- 自主防災組織や防災士の育成・支援【重点】
- 常備消防による救急・救助体制の強化【重点】
- 魅力ある消防団づくりの推進
- 消防団の機動力向上の推進【重点】
- オープンスペースの確保対策の推進【重点】
- 災害危険箇所の防災工事の整備促進【重点】



まちづくりの政策目標5 人がつながるまち



第1節 町民自らが動くまちづくり

わかりやすい行政施策の情報公開を進め、住民自治意識を高めることにより、責務と権利を正しく理解したうえで町民が参加するまちづくりを推進します。

そのために、町民の主体的な自立した地域づくり活動を支援し、ボランティア活動やNPO活動へと広がっていくまちづくりの促進に努めます。

1 「我が事・丸ごと」※の地域社会づくりの推進

現況と課題

本町では、町民に対する行政の情報は、広報くにとみや議会だよりのほか、町のホームページ、戸別受信機、防災情報メールなどにより提供しています。

また、区長による行政と地区住民との連絡調整や、各種審議会における町民の意見提言などにも努めています。

これまで、このような行政参加や情報の提供を推進してきましたが、昨今の多種多様な地域課題は、行政だけで解決することが難しくなっています。そのような中、本町に暮らす人々が安全安心で、いきいきと明るい生活を送ることができるように、町内各団体をはじめ町民が一丸となって目的・目標を共有しながら協働による「我が事・丸ごと」のまちづくりを推進することが課題となっています。

そのために、これまで以上に行政施策などの情報を町民にわかりやすく提供するとともに、行政に対する町民の参画意識をさらに高めていくことが重要となります。

※我が事・丸ごと：制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること。

施策の方向

広報紙やホームページによる情報提供に努めるとともに、町民が行政サービスの受け手としてだけでなく、まちづくりの担い手として地域の課題に取り組めるような、町民主役のまちづくりを推進し、活力に満ち溢れた魅力あるまちづくりを推進します。

(1) 情報公開の推進

- ・ 行政事務の情報を町民に公開するための環境整備を図ります。
- ・ 広報紙を活用した行政の予算、決算、施策などの情報提供の充実に努めます。
- ・ いつでも行政情報を把握できるように、ホームページ等を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。

(2) 町民協働の意識の啓発

- ・ 各種審議会や協議会における町民の意見の反映に努めます。
- ・ 町民に対して積極的な情報提供を行い、行政への自主的な参加を促進し、協働の意識向上を図ります。
- ・ まちづくりの重点プロジェクトの推進にあたっては、町民の意見反映に努めます。

(3) 町民参画のまちづくり

- ・ 町民の意見や要望に耳を傾け、行政区ごとの自発的な活動の支援を推進します。
- ・ 各種団体間のつながりをサポートし、様々な団体が協力できるネットワークづくりを推進します。
- ・ ボランティアなどの町民参加の機会を創出し、協働によるまちづくりの意識向上を図ります。

主要施策

- 行政情報公開の環境整備の推進
- 情報の提供や町民意見の反映の場となるホームページの活用
- 協働の参画機会の創出
- 協働によるまちづくりの推進

2 人を呼び込むまちづくり

現況と課題

本町の人口は減少傾向にあり、その傾向は今後も続いていくものと予想されます。人口動態の状況をみると、平成30年度から取り組んだ若者定住促進支援事業の効果もあり、転出者が転入者を上回る転出超過(社会減)は緩やかに改善しましたが、今後も転出超過の傾向が続くものと思われます。特に10代～20代にかけては、進学・就職による転出超過ということが推測でき、人口減少の要因のひとつとなっています。次代を担う年代の町民が暮らし続けたいと思えるまちづくりと併せて、移住者を支援する施策を行い、本町への定着を高めることも重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響等により大都市圏から地方への移住の関心が高まってきており、各自治体が移住・定住に関する支援に力を入れ始めています。様々な魅力を全国に発信するとともに、移住希望者のニーズに対応していくことも重要です。

また、定住には至らないものの、将来的な移住に向けた視点から、本町へのふるさと納税制度を活用した寄附など多様な形で関わる「関係人口」*の創出・拡大を促し、定住人口増へと導くまちづくりを進めることが課題となります。

施策の方向

ふるさと納税制度の活用や本町の魅力を町内外に広く周知できるよう情報発信を強化し、町民が暮らし続けたいと思えるまちづくりに努めるとともに、移住・定住の促進に向けた取組の充実に努めます。

(1) 移住に関するニーズの把握と移住者に対する支援の充実

- ・本町へ移住をしたいと思える支援を充実させ、魅力あるまちづくりを推進します。
- ・移住体験事業を展開し、移住希望者に本町の暮らしを体験してもらい、本町に対する理解を深める取組を推進します。
- ・移住相談で得たニーズや年代別でのニーズの把握に努め、支援の充実に図ります。

(2) 移住・定住促進情報の発信

- ・子育て支援をはじめとする福祉や教育環境の充実、豊かな自然など、本町の魅力を町内外にPRし、本町に住み続けたいと思えるような、また移住希望者に興味をもってもらえるような情報発信の充実に図ります。
- ・移住希望者が必要な時に必要な情報を入手できるよう、SNSなどを活用した魅力発信を行うとともに、移住・定住に関する補助や空き家バンクなどの積極的な情報発信に努めます。

(3) 交流人口・関係人口拡大の促進

- ・県外在住の町内出身者や本庄高校生などに加え、ふるさと納税寄附者など本町を応援していただく町外在住者のファン獲得に努めます。

*関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

(4) ふるさと納税の充実

- ・ふるさと納税制度によって寄せられた寄附金を活用し、福祉や教育、若者の定住化に関する事業など、地域活性化の取組を推進します。
- ・ふるさと納税制度の適正な運用に努め、返礼品となる地元特産品の販路拡大を図ります。
- ・企業版ふるさと納税制度を活用し、本町を応援する企業への積極的な情報提供や支援協力に努めます。

主要施策

- シティプロモーション※の充実
- 若者定住促進支援の充実【重点】
- U I J ターンによる移住支援の推進【重点】
- 移住体験事業の推進
- 移住・定住関連情報の発信強化【重点】
- ふるさと納税を活用した地域活性化事業の推進
- 交流人口・関係人口拡大に向けた取組の促進
- 企業版ふるさと納税の推進



くに
富
で
暮
ら
す



※シティプロモーション：地域のイメージを向上させるために地方自治体が行う広報活動、営業活動の総称。

3 個性的で主体性のあるまちづくり活動の推進

現況と課題

本町では、近年町民が主体となったイベントの開催や地域づくり活動が盛んになってきています。

七夕竹まつり、ホッケストック、青年団盆踊り大会、ヨイマカフェスティバル、お化け屋敷など、町内外から参加者が集う、息の長いイベントのほか、川遊びなど、町内の子ども達を対象にした自然体験型のイベントも増えてきています。

また、法華嶽公園に隣接する宿泊施設において、民間活力を利用した交流人口増に向けたイベントも行われています。

このような取組を成功させていく過程において、町民の主体的なまちづくりへの意識が高まっていくことが期待されます。

今後、さらに活動が広がるよう支援を行います。

施策の方向

主体的に活動するまちづくりグループの育成を支援するとともに、まちの活性化につながる町民活動の推進に努めます。

また、町民の自主性や創造性を発揮できるイベント・地域づくり団体を支援し、躍動感にあふれるまちづくりに努めます。

(1) 町民主体のまちづくり活動の推進

- ・主体的に自立するまちづくりグループの育成を支援します。
- ・町民が自発的に取り組む個性的で特性を活かしたまちづくり活動を支援します。
- ・まちづくりに関する情報発信などの充実に努めます。
- ・町内外のまちづくりグループとの交流づくり、活動を発信するためのSNSの活用を促進します。

(2) 持続可能なイベントづくり

- ・町民の活性化や相互交流を推進するため、イベントによるまちづくりを支援します。
- ・町民の自主性や創造性に基づく町民主導のイベントづくりを促進します。
- ・町民が主役となり、まちづくりの気運を高めるイベントの育成支援に努めます。

主要施策

- 主体的に自立するまちづくりグループの育成
- 町民の個性的で自発的な地域づくり活動の促進
- まちの魅力を発信するSNS活用を促進
- 町民主導のイベントづくりの支援
- 国富町の魅力を発信するイベントの育成



4 ボランティア・NPO活動の促進

現況と課題

地方分権の時代を迎え、地方自治体はもとより、地域住民が自立したまちづくりが求められてきており、自治意識の高まりや町民主体の地域づくりなど、町民参加型の福祉サービスが必要になってきています。

また、高齢者福祉や少子化対策、生涯学習の推進、環境問題への対応、さらに整備充実されてきた社会資本の維持管理や運営など、行政サービスは複雑多岐にわたってきており、行政需要も増大しています。

このような行政サービスを行うためには、町民と行政の連携したまちづくりが必要であり、さらに一步踏み込んだ共助の絆の強化を図る必要があります。

本町では、ボランティアセンターを中心に、ボランティア推進協議会・ボランティア連絡協議会と連携・協働しながら、活動に関する情報・連絡・調整の場を提供するなど、活動促進のための体制づくりが行われています。

今後、町民が参加する福祉サービスをさらに進めていくためには、健康福祉や環境、教育サービスをはじめ、公共施設の運営など、ボランティア活動やNPO活動による行政サービスを促進していくことも求められます。

施策の方向

町民と行政との関わりを要望・要求型から活動・提言型へと発展させるため、行政主導型から町民参加型への行政づくりを推進します。

そのため、町民組織や人材育成を促進しながら、町民が生きがいをもって参加できるボランティア活動やNPO活動の支援に努めます。

(1) ボランティア活動の促進

- ・ボランティア活動を支える組織の育成に努めます。
- ・ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーなどの「人づくり」に努めます。
- ・ボランティア向けの研修の充実に努めます。
- ・ホームページを活用したボランティア活動の発信や意見提言など、ボランティアネットワークづくりを促進します。
- ・未経験者が気軽にボランティア活動を始められるよう、「きっかけづくり」に努めます。

(2) NPO活動の促進

- ・NPO活動についての調査研究を進めるとともに、NPOに委託できる行政サービスの研究に努めます。
- ・町民の自主性によるNPOの設立に向けた取組を支援します。
- ・高齢者や障がい者、女性の社会参加を促進し、雇用の創出となるNPOづくりの支援に努めます。

主要施策

- ボランティア活動を支える組織の育成や人材養成の推進
- ボランティア組織の育成や人材づくりの促進
- ボランティアネットワークづくりの促進
- NPO活動についての調査研究
- NPO設立の支援体制の充実



第2節 国際化・デジタル社会の体制づくり

町民が国際感覚を身につけることで、多様な価値観を認め合いながら共に生きる多文化共生に繋がるまちづくりを推進します。

また、ICT社会に対応するため、地域情報通信基盤の整備や誰もが情報機器に対応できる環境づくりに努めます。

1 国際化への対応

現況と課題

少子高齢化が進む中で、労働力の確保は企業の大きな課題となっています。女性の社会進出やシニア世代の労働力は増えているものの、15歳～64歳の生産年齢人口は減少し続けています。一方で、日本における外国人労働者の数は年々増加しており、労働力不足解消の一端を担っています。さらに、周辺諸国の経済成長に伴い県内の訪日外国人の数は増加しています。

本町でも、外国人労働者の数は年々増加していることから、企業と協力し外国人が働きやすく、住みやすいまちづくりを推進していく必要があります。

また、町民の国際理解を深め、互いの文化や多様な価値観を認め合いながら、安心して暮らすことができる多文化共生社会を築いていくことが必要です。

施策の方向

町民が国際理解を深め、多様な価値観を認め合えるまちづくりを推進します。また、外国人の受け入れ態勢の充実を図り、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

(1) 国際交流・国際理解の推進

- ・町民の国際化を図るため、国際理解や国際意識向上のための活動を支援します。
- ・町民の主体的な国際交流組織の活動支援に努めます。

(2) 多文化共生の推進

- ・行政サービスにおける多言語対応を推進します。
- ・外国人労働者の受け入れ体制の充実を図ります。

主要施策

- 国際理解の機会を利用した国際化の推進
- 国際交流組織の活動支援
- 多言語化に対応した情報提供の充実

2 デジタル社会への対応

現況と課題

デジタル社会を形成するため、国はデジタル改革関連法の制定やデジタル庁の設置等により、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、A I・R P A※の利用促進、テレワークの推進、5 G※エリアの拡大、セキュリティ対策の徹底を重点取組事項として強力に推進しています。

インターネットやスマートフォンの急速な普及で、いつでもデジタル空間にアクセスできるようになり、情報伝達の即時性や新たなサービスの創出が可能になりました。

このような社会がもたらす情報サービスを町民が享受するためには、I C T利活用を支える最適な情報基盤の整備やI C Tを活用した行政情報システムの基盤を整備し、デジタル社会の構築に向けた取組を推進する必要があります。

施策の方向

デジタル社会を推進するため、町内の学校等の公共施設や関係団体、医療機関などを結ぶ総合的な情報通信網の整備、デジタル技術やデータを活用した行政事務の効率・高度化を図り、町民に対する行政サービスの向上に取り組めます。

また、I C T利用促進のための情報に関する学習機会を設けるとともに、公共施設で利用できるI C T機器の整備充実に努めます。

(1) 高度情報化の整備促進

- ・教育、福祉、医療、防災等の分野で、情報が有効に活用される行政サービスを推進するため、高度情報通信ネットワークの環境整備に努めます。
- ・情報通信技術を用いた情報の活用により、事業の効率化及び生産性の向上を目指します。
- ・町民の利便性の向上を図るため、マイナンバー制度に対応した行政事務の効率化に努めます。
- ・ホームページを活用した行政情報の発信を進めるとともに、掲載情報の充実化を図り、町民の意見を反映する場としての機能充実に努めます。
- ・クラウド等の活用をはじめとする業務プロセス・システムの標準化により、コスト削減や運用の効率化を図り、行政サービスのレベル向上を図ります。

(2) 情報セキュリティ対策の強化

- ・セキュリティ対策により個人情報をはじめとする重要情報の保護強化を図ります。
- ・多様化・高度化するサイバー攻撃に対して、必要なセキュリティ対策を実施します。
- ・職員に対して高度なセキュリティ意識の醸成に努めます。

主要施策

- 町ホームページ等における情報発信の充実
- 行政手続きに係るオンライン化の導入
- テレワーク導入に向けた環境の整備
- セキュリティ対策の徹底

※R P A：(Robotic Process Automation) 人がパソコンで行う定型的な作業を自動化できるツール。

※5 G：第5世代移動通信システムのこと。高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続といった新たな機能を持つ次世代の移動通信。

第3節 いきいきとした地域社会づくり

住民がいきいきと、活力に満ちた地域社会を築いていくために、住民活動の活性化を推進し、一人ひとりが尊重され、認め合う社会づくりを目指します。

また、家庭と学校、職場、地域等において性別に関係なく個性や能力を発揮する社会の実現を目指すため、誰もが多様な生き方を選択できるような男女共同参画社会づくりを推進していきます。

1 地域コミュニティの推進

現況と課題

本町では、地域等を機縁とした集団を62地区に区割りし、この単位区ごとに自治活動が行われていますが、近年コミュニティに参加しない住民が増えてきています。また、高齢化が進み、コミュニティ活動が危ぶまれる地区も出てくるなど組織運営が懸念されてきています。

現在、コミュニティ活動の拠点となる集会施設は設置区数54地区（複数区での共同利用含む）、未設置区数8地区となっていますが、施設の老朽化を含め高齢化や人口減少などの問題から、集会施設利用の再編化や地区の統廃合の検討が始められています。

また、時代の流れとともに、伝統行事をはじめ、福祉活動や環境保全対策など、地域で取り組んできた活動が衰退してきています。

今後、ますます高齢化や核家族化が進行することから、地域社会が担う役割を改めて地域住民で考え、コミュニティ活動による安全で安心できる地域社会づくりを自ら築いていく時期を迎えています。

施策の方向

地域住民主体のコミュニティ活動を促進し、連帯感と地域力向上による住みよい地域社会づくりのため、コミュニティ活動の拠点となる環境づくりを支援します。

また、地区活動存続のために、行政区の統廃合問題と合わせて、集会施設の共同利用による効率化等の検討を進めていきます。

(1) コミュニティ活動の推進

- ・地域社会の連帯感醸成や明るく安全な地域社会づくりのため「声かけあいさつ運動」を推進します。
- ・地域ぐるみの環境美化活動や施設を守る活動、地域の安全対策活動などの取組を促進します。
- ・地域におけるスポーツ・レクリエーション活動や地区対抗スポーツ大会の奨励に努めます。
- ・地区婦人会の活動を支援します。
- ・コミュニティ意識の醸成のため、地区における伝統行事や祭礼、民俗芸能などの保存・伝承活動の支援に努めます。
- ・学校との連携により、地域の高齢者と児童生徒との交流や共同学習機会の拡充に努めます。

- ・集会施設の活用によるコミュニティ活動を促進するため、拠点となる施設の環境整備の支援に努めます。

(2) 行政区の再編と集会施設の共同利用

- ・少子高齢社会の進行や活動を支える人材を確保するため、行政区の統廃合を促進します。
- ・人口減少地区については、集会施設の共同利用による効率的活用を推進します。

主要施策

- 声かけあいさつ運動の推進
- 地域ぐるみの環境美化活動や施設を守る活動、地域の安全対策活動の促進
- 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動や地区対抗スポーツ大会の奨励
- 伝統行事や民俗芸能などの保存・伝承活動の支援
- 地域の高齢者と児童生徒とのふれあいづくりや共同学習機会の拡充
- コミュニティ施設の環境整備の支援
- 行政区の統廃合の促進



2 人権尊重の地域社会づくり

現況と課題

急激な社会経済の変化や生活の多様化により、地域社会における連帯感の希薄化や人権に関する新たな問題が生じてきています。

また、最近では、インターネットによる差別的情報の掲示等の問題など、新しい領域での人権侵害も生じています。

住民誰もがお互いの人格を尊重しあい、一人ひとりが持っている個性や能力を認め発揮できる社会を実現していくことは、とても大切なことです。

これまでも、様々な法律や制度の整備が進められ、男女平等の取組等が図られてきていますが、依然として性別による役割分担や区別をする考え方や社会制度・慣行などが変わらず残っている部分もあります。

これからも、家庭や学校、職場、地域などにおいて、人権を学び理解していく機会を設け、相手を尊重し認め合える住みよい地域社会づくりを構築していくことが課題です。

施策の方向

人権問題に対する町民の理解を深め、偏見や差別のない、誰もが平等にいきいきと暮らせる地域社会づくりを進めます。また、男女共同参画社会づくりを進めていくための基盤づくりに努めるとともに、あらゆる分野で女性の活躍できる環境づくりに努めます。

(1) 人権尊重の啓発

- ・人権擁護の啓発活動を推進します。
- ・人権擁護委員による人権擁護活動や人権相談の充実に努めます。
- ・みんなで助け合う住民意識の高揚を図り、いきいき地域社会づくりを推進します。
- ・国際化や経済構造など社会情勢の変化に伴う新たな人権問題についても、一人ひとりの人権擁護に努めます。

(2) 人権学習の推進

- ・地域社会における人権擁護の学習機会の充実に努めます。

(3) 男女共同参画意識の形成

- ・男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動を行い、町民の意識向上に努めます。
- ・男女共同参画計画の見直しを行い、男女共同参画社会づくりを計画的に進めます。

(4) 男女共同参画の環境づくり

- ・政策や方針決定の場における女性の参画を実現するために、各種審議会等への女性委員の登用を推進します。
- ・男女が共に能力と個性を発揮できるよう、ワークライフバランスを推進します。
- ・男女共同参画社会づくりを推進する団体の育成やリーダー養成の支援に努めます。

主要施策

- 広報紙やパンフレットによる人権啓発活動
- 人権擁護委員による人権擁護活動の促進
- 人権相談の充実
- 地域社会における人権擁護の学習機会の充実
- 男女共同参画社会推進団体やグループ等の育成
- 家庭・学校・職場・地域等での啓発活動の展開
- 第3次男女共同参画基本計画策定
- 女性の審議会等への参画推進
- 就労環境の男女平等の促進
- 家事・育児・介護における男女のパートナーシップの啓発
- 性的少数派^{*}への理解と啓発活動の展開



※性的少数派：セクシュアル・マイノリティと同義であり、性的指向や性自認等に関するありようが性的多数派とは異なるとされる人々のこと。

まちづくりの重点プロジェクト

基本構想に掲げる目指すまちの将来像を実現するため、基本計画では行政施策の分野ごとに、基本的な考え方や主要な施策の方向性を明らかにしますが、ここでは人口減少対策など重点的に進めるまちづくりプロジェクトを、各施策の分野を越えて掲げます。



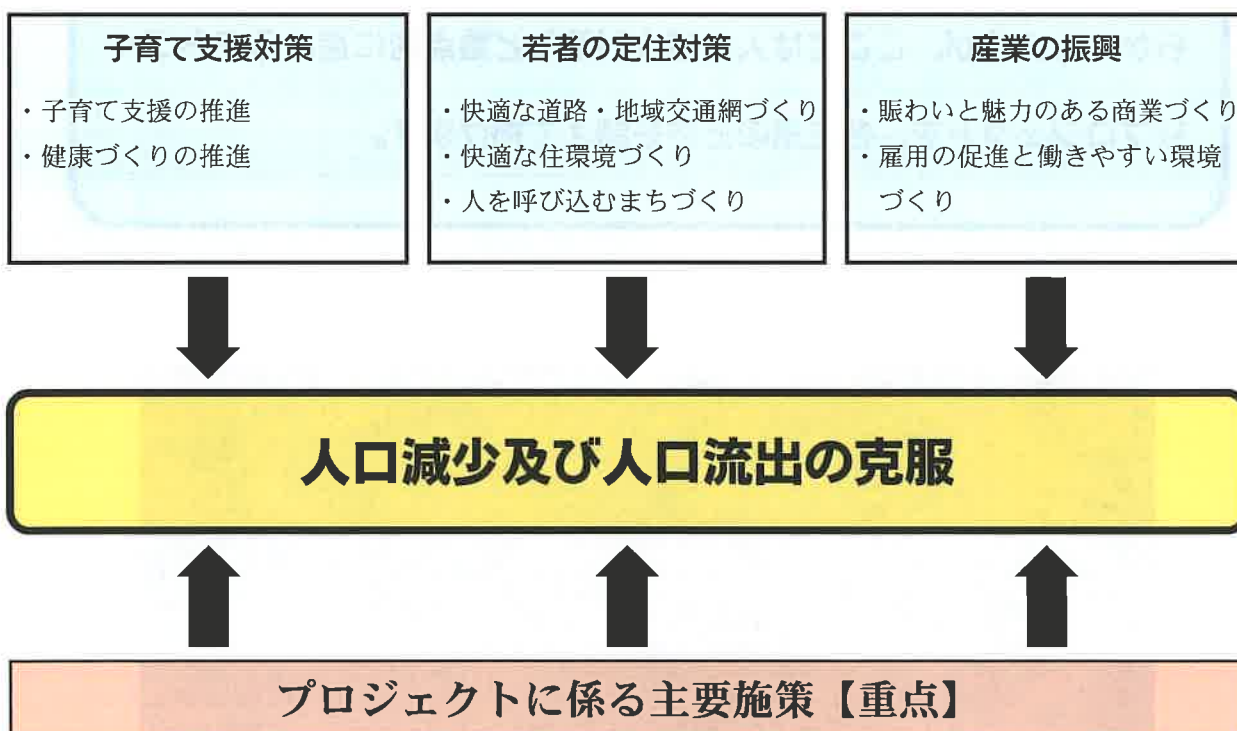
人口減少対策プロジェクト

プロジェクトのねらい

我が国は、人口減少・少子高齢化・若者の大都市圏集中を背景に、都市と地方の格差が問題となっており、本町においても人口の維持・増加対策は大きなテーマであります。

これまで取り組んできたまちづくり事業の継続はもとより、子育て支援対策、若者の定住対策、産業の振興などを喫緊の課題と捉え、新たな視点をもって重点的に取り組みます。

プロジェクトの体系



■子育て支援対策

- 多様な保育ニーズ対策支援
- 子育て相談機能の充実
- 子育て支援センター機能の充実
- 児童館の子育て支援機能の充実
- 保育料や保護者負担の軽減対策
- 子を産み育てやすい環境づくりの啓発
- 母子の健康増進

■若者の定住対策

- 医療・防災拠点へのアクセス道路の整備促進
- 通学路の安全確保
- 若者定住促進支援の充実
- U I Jターンによる移住支援の推進
- 移住・定住関連情報の発信強化

■産業の振興

- 賑わい空間の整備推進
- 主体的なイベントづくりの支援
- 人材確保の推進
- 雇用奨励金による町民雇用の促進

高齢者対策プロジェクト

プロジェクトのねらい

これまで国を支えてきた団塊の世代が75歳以上となる中、出生率は依然低下傾向であることから、今後さらなる生産年齢人口の減少が予測されます。

今後、団塊の世代の医療・介護及び福祉サービスへの需要が高まることから、2025年問題に対応できる地域保健福祉の充実や見直しが求められます。

また、社会保障制度を維持するため、健康寿命の延伸に取り組むほか、病気や要介護状態になっても住み慣れた地域で最後まで日常生活がおくれるよう地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

プロジェクトの体系

地域保健福祉の充実

- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 地域福祉の充実
- ・ 健康づくりの推進

地域包括ケアシステムの構築

- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 地域福祉の充実
- ・ 地域医療の推進

高齢者層をはじめとした健康寿命の延伸

プロジェクトに係る主要施策【重点】

■地域保健福祉の充実

- 在宅介護サービスの充実
- 介護保険事業の充実と健全な運営
- 認知症高齢者介護サービスの充実
- 在宅福祉サービスの充実
- 生活習慣病対策の啓発と充実

■地域包括ケアシステムの構築

- 介護予防等運動教室の活動支援
- 地域包括支援センターの機能充実
- 高齢者の社会参加の促進
- 総合健診事業の充実と継続
- 医療機関との連携による在宅医療の充実

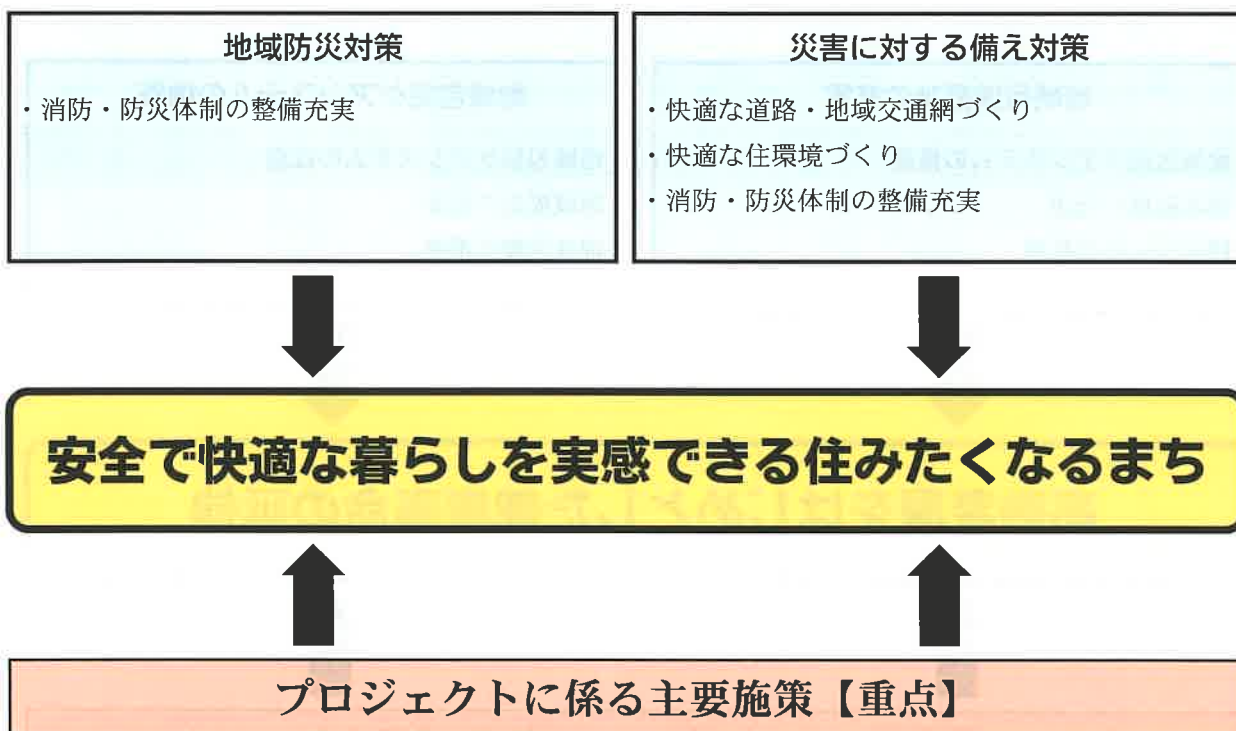
安全安心対策プロジェクト

プロジェクトのねらい

毎年のように全国各地で台風や集中豪雨などによる災害が発生し、町民の防災や減災に対する意識も高まっており、地域防災対策へのさらなる取り組みが求められています。

また、今後予想される大規模地震による被害も想定されている中、被害を最小限に抑えるためのインフラ資産等の耐震化や避難体制の整備、町民一人ひとりの災害に対する備えの強化など、総合的な防災対策に取り組む必要があります。

プロジェクトの体系



■消防・防災体制の整備充実

- 火災・災害に対する町民意識の高揚
- 自主防災組織や防災士の育成・支援
- 消防団の機動力向上の推進
- 浸水や大地震への防災体制強化
- 常備消防による救急・救助体制の強化

■災害に対する備え対策

- 橋梁の長寿命化の推進
- 耐震性の高い送水管・配水管布設の整備促進
- 耐震性防火水槽や消火栓の整備充実
- オープンスペースの確保対策の推進
- 災害危険箇所の防災工事の整備促進

参 考 資 料

計 画 策 定 の 経 過

- 令和3年7月9日 第1回 第6次国富町総合計画策定推進委員会
(副町長、教育長、各課・局・所長)
- 8月3日 まちづくり意見交換会
(課長補佐、教育対策監、係長)
- 9月17日 第2回 第6次国富町総合計画策定推進委員会
(副町長、教育長、各課・局・所長)
- 9月24日 第1回 第6次国富町総合計画審議会【諮問】
(委員委嘱、素案の概要説明)
- 11月26日 第2回 第6次国富町総合計画審議会【素案審議】
- 令和4年1月28日 第3回 第6次国富町総合計画策定推進委員会
(副町長、教育長、各課・局・所長)
- 2月4日 第3回 第6次国富町総合計画審議会【原案審議・答申】

諮 問 書

発国企第 1 7 7 号
令和 3 年 9 月 2 4 日

国富町総合計画審議会
会長 菅 修 藏 殿

国富町長 中別府 尚 文

第 6 次国富町総合計画(案)について[諮問]

本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、国富町総合計画審議会条例（昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日条例第 2 7 号）第 2 条の規定に基づき、第 6 次国富町総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、審議くださるよう諮問します。

答 申 書

令和4年2月4日

国富町長 中別府 尚 文 殿

国富町総合計画審議会
会長 菅 修 藏

第6次国富町総合計画(案)について[答申]

令和3年9月24日付け発国企第177号で諮問のありました第6次国富町総合計画の基本構想(案)及び基本計画(案)について、慎重に審議を重ねた結果、適切であると判断し、ここに答申します。

なお、総合計画は将来のまちづくりの方向性を示す重要な道標であり、計画の推進にあたっては、下記の事項に十分に留意されることを要望します。

記

- 1 本町の抱えるまちづくりの課題を効果的・効率的に解決するために、「まちづくりの重点プロジェクト」に掲げる施策について優先的に取り組み、未来に希望が持てる施策の展開を図ること。
- 2 限られた地域資源(ヒト・モノ・カネ)等を有効に活用し、本計画を町民共有の指針として、町民や企業、行政などが力を合わせて協働のまちづくりを推進すること。また、進展する人口減少や超高齢社会を迎える中で、より一層の地域力の向上に向けた取り組みを推進すること。
- 3 本計画の進行管理にあたっては、庁内の関係各課との密接な連携を図りつつ、進捗状況や成果の評価を行うことが必要であり、その実施にあたり計画と予算の有機的な関連づけと財源の確保のもと、執行に努めること。

国富町総合計画審議会条例

昭和45年12月25日 条例第27号

(設置)

第1条 本町の総合計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として国富町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、総合計画のうち基本構想並びに基本計画について必要な調査及び審議を行い、その諮問にこたえ、又は町長に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 国、県の出先機関の職員
- (4) 町内の公共的団体等その他関係団体の役職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

第6次国富町総合計画審議会委員

氏 名		役 職 等 名	分 野 別
会 長	菅 修藏	国富町商工会長	産業まちづくり・生活環境
副会長	日野 紘一	国富町民生委員・児童委員会長	教育文化・健康福祉
委 員	飯干 富生	国富町議会総務厚生常任委員長	教育文化・健康福祉
委 員	山内 千秋	国富町議会文教産業常任委員長	産業まちづくり・生活環境
委 員	川越 康孝	国富町校長会長(国富町立木脇中学校長)	教育文化・健康福祉
委 員	海老原千浩	国富町教育委員	教育文化・健康福祉
委 員	近藤 恵	国富町人権擁護委員・くにとみブリッジ代表	教育文化・健康福祉
委 員	三松 留美	国富町社会福祉協議会主査	教育文化・健康福祉
委 員	今村 綾	国富町子ども育成連絡協議会長	教育文化・健康福祉
委 員	湯村 剛	協同紙工株式会社管理本部管理部長	産業まちづくり・生活環境
委 員	渡邊 律子	国富町商工会女性部長	産業まちづくり・生活環境
委 員	鈴木 朝美	宮崎中央農業協同組合同国富営農センター長	産業まちづくり・生活環境
委 員	谷山 繁則	国富町消防団長	産業まちづくり・生活環境
委 員	井前 真	国富町SAP会議理事長	産業まちづくり・生活環境
委 員	武田かおり	農業・子育て代表	産業まちづくり・生活環境
委 員	竹内 智典	ARMSシステムエンジニアリング	産業まちづくり・生活環境
委 員	中村 幸生	株式会社宮崎環境保全公社業務課係長	産業まちづくり・生活環境

【事務局】

企画政策課	大矢 雄二	課長
	三好 秀敏	課長補佐
	山下 玲	企画政策係 主幹
	伊藤 孝	企画政策係 副主幹
	吉田 千春	企画政策係 主事

第6次国富町総合計画策定推進委員会設置要綱

令和3年7月9日

(設置)

第1条 国富町の総合計画策定事務を行うため、国富町総合計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合計画策定のための企画調整、連絡等を行い、総合計画の原案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長、副会長及び書記)

第4条 委員会に会長、副会長及び書記を置く。

2 会長は副町長を、副会長は教育長を、書記は企画政策課長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 書記は、庶務を処理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

第6次国富町総合計画策定推進委員会委員

職 名	氏 名	備 考
副 町 長	横 山 秀 樹	会 長
教 育 長	荒 木 幸 一	副会長
企画政策課長	大 矢 雄 二	書 記
総 務 課 長	重 山 康 浩	委 員
財 政 課 長	矢 野 一 弘	委 員
税 務 課 長	松 岡 徳	委 員
保健介護課長	坂 本 透	委 員
福 祉 課 長	桑 畑 武 美	委 員
町民生活課長	菊 池 潤 一	委 員
農林振興課長	日 高 佑 二	委 員
農地整備課長	横 山 寿 彦	委 員
都市建設課長	吉 岡 勝 則	委 員
上下水道課長	福 嶋 英 人	委 員
会計課 会計管理者	横 山 香 代	委 員
議会事務局長	武 田 二 雄	委 員
教育総務課長	児 玉 和 弘	委 員
社会教育課長	佐 藤 利 明	委 員
学校給食共同調理場所長	佐 土 原 敏 郎	委 員

